

# 帰国・外国人児童生徒等 受入れマニュアル



令和5年10月

福岡市JSL日本語指導教育研究会

<http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/zsonihon/>

福岡市日本語サポートセンター



# はじめに

アジアに開かれた国際都市、福岡。福岡市の在留外国人数は平成19年に2万人を超えると、毎年右肩上がり増加し、令和5年にはついに4万人を超えるまでになりました。

福岡市では、第9次福岡市基本計画において”アジアをはじめ世界の人々にも暮らしやすいまちづくり”を施策の一つとして掲げており、日本語を母語としない子どもたちの教育環境を整備することは、その重要な要素の一つとなっています。

学校施行規則の一部改正により、平成26年4月より日本語指導を「特別の教育課程」として編成・実施できるようになりました。福岡市では平成26年より、「日本語サポートセンター」と「拠点校」「配置校」「日本語指導員」を連携させた福岡市独自の重層的な日本語指導の体制を構築し、本市における日本語指導の充実を図ることとしました。

翌平成27年には、南区の日本語指導が必要な児童生徒数の増加を受け、筑紫丘小に南エリアの拠点校を新設し、よりきめ細やかな指導ができるようになりました。

この福岡市独自の指導体制は全国的にも着目され、平成28年に行われた「学校における外国人児童生徒に対する教育支援に関する有識者会議」ではモデルケースの一つとして取り上げられました。

さらに日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、全国に先駆け平成29年11月に日本語指導を専門に行う教諭「日本語指導教諭」が採用されました。また翌平成30年には、中学校の拠点校4校が新設され、中学校での指導体制の充実が図られました。また、南区の小学校の拠点校が筑紫丘小から若久小へと移転しました。

このように福岡市では、サポートシステムが始まってからの10年間で、日本語指導を必要とする児童生徒を取り巻く環境が大きく変わっていきました。そこで、「帰国・外国人児童生徒等受入れマニュアル」の改訂を行うこととしました。

本マニュアルは、外国から日本に来た児童生徒や、日本国籍であっても日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ、日本語指導、適応指導、及び受け入れ体制作り等をまとめたものです。どの学校においても、日本語指導を必要とする児童生徒の編入があったときに、それぞれの学校で受け入れ体制が整い、日本語指導や学習指導、学校生活上の適切な支援を行うことが必要です。

全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、意欲的に学習に取り組み、自らの将来に希望をもって日本での生活を送っていただけることを願ってやみません。

令和5年10月

福岡市 日本語サポートセンター  
コーディネーター 原田徳子

# 目 次

## I 帰国・外国人児童生徒等の受入れマニュアル P03

- 1 受け入れにあたって P05
- 2 編入学手続き P06
- 3 小学校への新入学手続き P08
- 4 福岡市の日本語指導の全体像 P10
- 5 福岡市の日本語指導の仕組み P11
- 6 日本語指導が始まるまでの手続き P12
- 7 日本語指導員派遣について P13
- 8 保護者との意思疎通について P16
- 9 各学校における受入れ体制づくり P17
- 10 受入れの実際 P19
- 11 日本語指導（学校での学習について） P21
- 12 適応指導 P25
- 13 国際教育 P26
- 14 評価 P27
- 15 進路 P29

## II 帰国・外国人児童生徒等の受入れチェックリスト P31

- 1 入学・転入・編入学時の面接や手続きで確認すること P33
- 2 最初の1週間ですること P35
- 3 最初の3ヶ月ですること P38

## III 資 料 P39

- 1 在日外国人の人権に関する指導指針 P41
- 2 日本語指導に関する書籍等 P43
- 3 日本語指導に関するWEB P45
- 4 問い合わせ・相談先 P48

# I 帰国・外国人児童生徒等の受入れマニュアル





# 1 受入れにあたって

「外国人児童生徒受入れの手引き」（文部科学省初等中等教育局国際教育課 令和元年3月）には、外国人児童生徒に関する教育方針を立案する上で、基本にすべき考え方として、次の3点が示されています。

## 1 人権尊重を基盤に据える

福岡県教育委員会は、平成10年3月に「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」を策定し、「児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、文化や習慣の違いと歴史的な事実を正しく理解し、互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく意識と態度を培うための教育を充実することが必要である」としています。

## 2 すべての児童生徒に多文化共生の心を育む

すべての児童生徒が互いの「違い」を「違い」として認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする意欲や態度を培う多文化共生の心を育む視点が必要です。

## 3 教員の意識改革を進める

外国人児童生徒の受入れは、学校全体の取り組みであるという認識に立つと共に、教職員自らも多様な価値を受容するという意識をもつことが大切です。

外国人児童生徒等が、日本の学校生活や学習に早くなじみ、自ら主体的に生活したり学習したりできるようにするためには、教育委員会や日本語サポートセンター、日本語指導拠点校、日本語指導担当教員配置校等と連携しながら、次のような点に気をつけて受入れ体制を作る必要があります。

## 1 外国人児童生徒等の多様な背景を知る

- 言語・文化の多様性
- 来日した理由・時期・将来設計の多様性
- 家庭環境の多様性

## 2 外国人児童生徒等が直面する課題を知る

- 学校への適応・居場所の確保
- 「学習するための言語能力」の確保
- 学力の向上
- かけがえのない自分をつくりあげていくこと
- 母語・母文化の保持、進路の問題、不就学

## 3 学校の受入れ体制をつくる

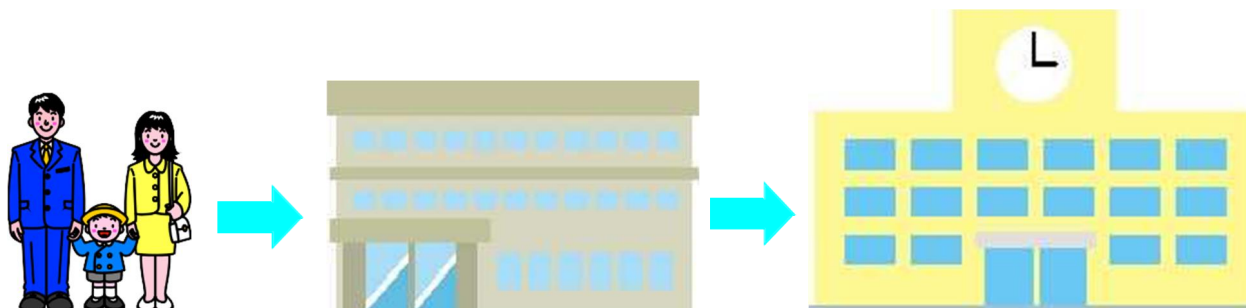
- 学校全体の児童生徒の指導（異文化理解・国際理解・人権の尊重など）
- 学校の体制作り（日本語指導担当の配置、PTAとの協力など）
- 地域や外部との連携（日本語指導員、通訳、地域のボランティアなど）

## 日本語指導が必要な児童生徒とは

- 外国から来日した児童生徒のほとんどは日本語ができません。こういった日本語が全くできない児童生徒は、当然日本語指導の対象となります。
- 日常会話はできても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒も対象です。
- ここで留意しておきたいのは、日本語指導を必要とする児童生徒の全てが外国籍ではないということです。帰国児童生徒や国際結婚家庭の子どものなかにも、日本語指導を必要とする児童生徒がいます。

## 2 編入学手続き

福岡市への住民登録から、指定学校への編入学までの流れは次の通りです。



外国人児童生徒・保護者

① 区役所市民課

② 学 校

### 1 区役所での手続き

1. 福岡市に転入した外国人保護者は、まず各区役所市民課・出張所で住民登録に関する事務手続きを行います。
2. その際、学齢期の子どもがいる場合は区役所市民課等で市立学校への就学希望の意思を確認します。
3. 就学を希望する場合は就学手続きを行い、「転入学通知書」を交付します。

#### 編入学手続きに関する連絡・問い合わせ先

##### 各区役所市民課等

早良区役所 市民課 833-4311 入部出張所 804-2015

城南区役所 市民課 833-4016

中央区役所 市民課 718-1021

西区役所 市民課 895-7010 西部出張所 806-9431

博多区役所 市民課 419-1017

南区役所 市民課 559-5021

東区役所 市民課 645-1016

※ 編入学手続きの際は通訳ができる人を伴って行くことが望ましいです。

※ 東区役所(市民相談室 631-2192)では、13時～16時に、月曜日-英語、木曜日-中国語の通訳が配置されています。

※ 特別支援学級及び特別支援学校の転入学については、発達教育センター(845-0015)へ問い合わせてください。

##### 教育委員会

学校企画課 711-4638 【日本語指導について】

教育支援課 教育支援係 711-4636 【日本語指導員の派遣について】

教育支援課 学事係 711-4693 【入学・編入の手続きについて】

日本語サポートセンター 070-3170-7995

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団

※ 英語、中国語、韓国語通訳による情報提供 092-262-1700

## 2 学校での手続き

1. 「転入学通知書」をもって保護者が来校します。あらかじめ連絡があれば準備ができますが、突然たずねてこられる場合もあります。○
2. まず、編入学のための最初の面接を管理職が行います。就学の手続きや学用品の準備、銀行口座開設など、外国人保護者には不安なことがたくさんあります。外国人保護者が安心できる温かい対応をお願いします。

### 最初の面接で確認したり説明したりする内容

- 日本の公立の小中学校へ通うことに関する保護者・児童生徒の意志を確認します。
  - ・ 学習に関すること ・ 費用に関すること ・ 学校のきまりに関すること
- 在留カードや住民票の写し、パスポート等で、氏名、居住地、生年月日、在留期限等を確認します。保護者の許可を得てコピーをとっておくとよいでしょう。
- 児童生徒に日本語指導が必要かどうかの確認・判断をします。(要・保護者の同意)
- 編入学に際して必要な説明や指導を行います。
  - ・ 日本の公立小中学校の制度や仕組み
  - ・ 当該小中学校の1年間及び1日の主な流れ
  - ・ PTAについて、及び保護者に期待されていること
- 給食費等の振込依頼書への記入などの事務手続きの説明をします。必要に応じて就学援助のチラシを配布し、申請手続きを説明します。

3. 就学の意志が確かめられたら、手続きを進めます。手続きの内容は、日本の子どもが転入学してきた場合と同じです。しかし漢字圏出身でない外国人保護者にとって、漢字だけの書類は不安を増してしまいます。英語や母語に翻訳された手続きの用紙を事前に用意しておくとう便利です。また準備してほしい学用品等は、実物や写真を見せて説明するとよいでしょう。購入できる地域のお店の紹介もしてください。
4. 日本語指導が必要な場合は保護者の同意を確認の上、「福岡市日本語サポートセンター」のコーディネーターに連絡してください。(070-3170-7995)

### 編入学における注意事項

- 児童生徒の氏名については、住民票の写しやパスポート等に記載されている通りに書くことが望ましいです。日本と違って「氏」がない名前や、大変長い名前もあります。児童生徒氏名のゴム印を作る場合も確認が必要です。
- 指定学校は現住所により決定されるのが原則です。ただし、文部科学省の通知(注1)により、日本語指導担当教員が配置されている学校への通学を認めるなど、就学校の指定については柔軟に対応することができます。日本語サポートセンターの面接結果等を参考に、学校長がその理由が適切であり、通学が可能と判断した場合は、日本語指導教室設置校への指定学校変更も可能です。指定学校変更を希望する日本語指導教室設置校の学校長に相談し了承が得られた場合は、教育支援課学事係に一報を入れます。そして「指定学校変更願に関する副申書」を交付します。ただし、児童生徒の通学方法や経路の安全、放課後を一緒に過ごす友だちのことなども考えて慎重に判断する必要があります。
- 編入する学年については、年齢により決定されるのが原則です。ただし、文部科学省の通知(注2)に基づき、該当の児童生徒の学力や日本語の力等を適宜判断し、下学年への編入を認めるなど柔軟な対応をとることができます。日本語サポートセンターの面接結果等を参考に、学校長が下学年への編入を決めた場合は、「指定学年変更に関する副申書」を作成し学校指導課へ提出してください。学校指導課で審議の上、下学年への編入が必要と認められた場合は、教育支援課学事係が指定学年の変更を決定し当該校と区役所市民課へ通知します。なお、一度指定学年変更を行った場合、再度の変更は認められません。

注1 文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「外国人児童生徒教育の充実について(通知)」(平成18年6月22日付18文科初第368号)

注2 文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」(平成21年3月27日付20文科初第8083号)

### 3 小学校への新入学手続き

住民登録をしている児童が「福岡市立小学校」への入学を希望する場合は、下記の手続きが必要になります。入学予定の学校は日本の教育の仕組みに不案内な外国籍保護者にも働きかけて、確実に就学手続きを行うように促していく必要があります。また、入学することとなる学校は、日本国籍の児童と同様に居住地の学校が指定されます。日本語指導担当教員が配置されている学校への入学を保護者が希望する場合は、別途指定学校変更の手続きが必要となります。

#### 1 8月末までに住民登録を行っている児童の場合

| 時 期  | 実施する内容                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月頃  | 入学する前年の9月1日現在の住民登録状況に基づき、教育支援課から保護者に「就学案内文書」及び「転入学転出学届」を郵送します。                                                                                                                                                                                       |
| 10月頃 | <p>「福岡市立小学校」への入学を希望する場合は、「転入学転出学届」を「就学案内文書」に記載された期日（例年10月中旬頃）までに教育支援課に提出してもらいます。</p> <p>「転入学転出学届」を提出した場合は、健康教育課から保護者に「就学 時健康診断受診について」の案内ハガキを郵送します。</p>                                                                                               |
| 11月頃 | <p>就学時健康診断が実施されます。日本語の分からない保護者が児童を連れてくる場合は、保護者の母語に翻訳された問診票や通訳派遣の手続きが必要となります。また就学時健康診断の実施に伴い、校区の外国人の児童の内、外国人学校へ通ったり、帰国したり、などの理由により、日本の学校へは入学しない児童を把握することがあります。このような情報は教育支援課学事係へ連絡してください。</p> <p>また、就学時健康診断の際に、留守家庭子ども会入会の案内や入学説明会の案内をする学校が多いようです。</p> |
| 1月頃  | <p>学校へは、1月中旬頃に入学予定者名簿が送られてきます。日本国籍と外国籍とに分けて記載されています。</p> <p>教育支援課から保護者に「入学通知書」を郵送します。2月中旬までに「入学通知書」が届かない場合は問い合わせが必要となります。</p>                                                                                                                        |
| 2月頃  | 各学校で入学説明会が実施されます。日本語の分からない保護者が出席することがあらかじめ分かっている場合は、保護者の母語に翻訳された説明資料、入学前に準備する必要がある道具等の写真や実物の準備や通訳派遣の手続きが必要となります。                                                                                                                                     |
| 4月   | <p>「入学通知書」を持参して、入学式に出席してもらいます。国によっては「入学式」のような式典がない場合もあります。事前に出席する場合のドレスコードや持ってくる物（上履き等）来校時間なども知らせておくといでしょう。</p> <p>外国籍児童の多い学校では、入学式当日に通訳を介して、児童に関する情報の聞き取りや様々な文書（家庭環境調査票や保健関係の書類等）の記入を行っています。」</p>                                                   |

## 2 9月以降に住民登録を行った児童の場合

1. 住所のある区の区役所市民課（出張所）にて、住民登録の際に、窓口にて就学意思の確認を行います。
  2. 就学のある意思がある場合は、保護者が「転入学転出学届」を記載し、区役所市民課に提出します。
  3. 教育支援課から保護者に「入学通知書」のハガキを郵送します。  
（入学通知書」郵送後に転入した場合は、区役所市民課窓口で交付します。）
  4. 「入学通知書」を持参して、入学式に出席します。
- ※ 転入学転出学届提出後は、日本国籍児童と同様の取り扱いとなります。

### 入学手続きに関する注意事項

- 転入学転出学届を提出した後に、帰国や市外転出が予定されている場合など、入学することができなくなった場合には、教育委員会教育支援課学事係（電話：711-4693）へ連絡してください。
- 外国人家庭の場合、就学案内文書や入学通知書が読めず、学校へ連絡がない場合があります。また、日本の学校に対する情報不足から就学を迷う場合もあります。こうした場合は、家庭訪問を行って就学の意味確認を行ってください。
- 翌年度から子どもが小学校または中学校へ入学する予定に関わらず2月中旬を過ぎても入学通知書が届かない場合、教育支援課か各区役所の市民課に問い合わせてください。
- 国立・県立・私立学校に入学を希望する場合は、入学する学校の「入学通知書」「合格通知書」等を添えて、保護者が区役所市民課に届け出をします。

### ※住民登録がない場合（就学申請）

住民登録がない児童生徒が就学を希望する場合は、保護者が教育支援課で「就学申請」の手続きを行います。

「就学申請」による就学先は原則として福岡市における居住地の指定学校になります。

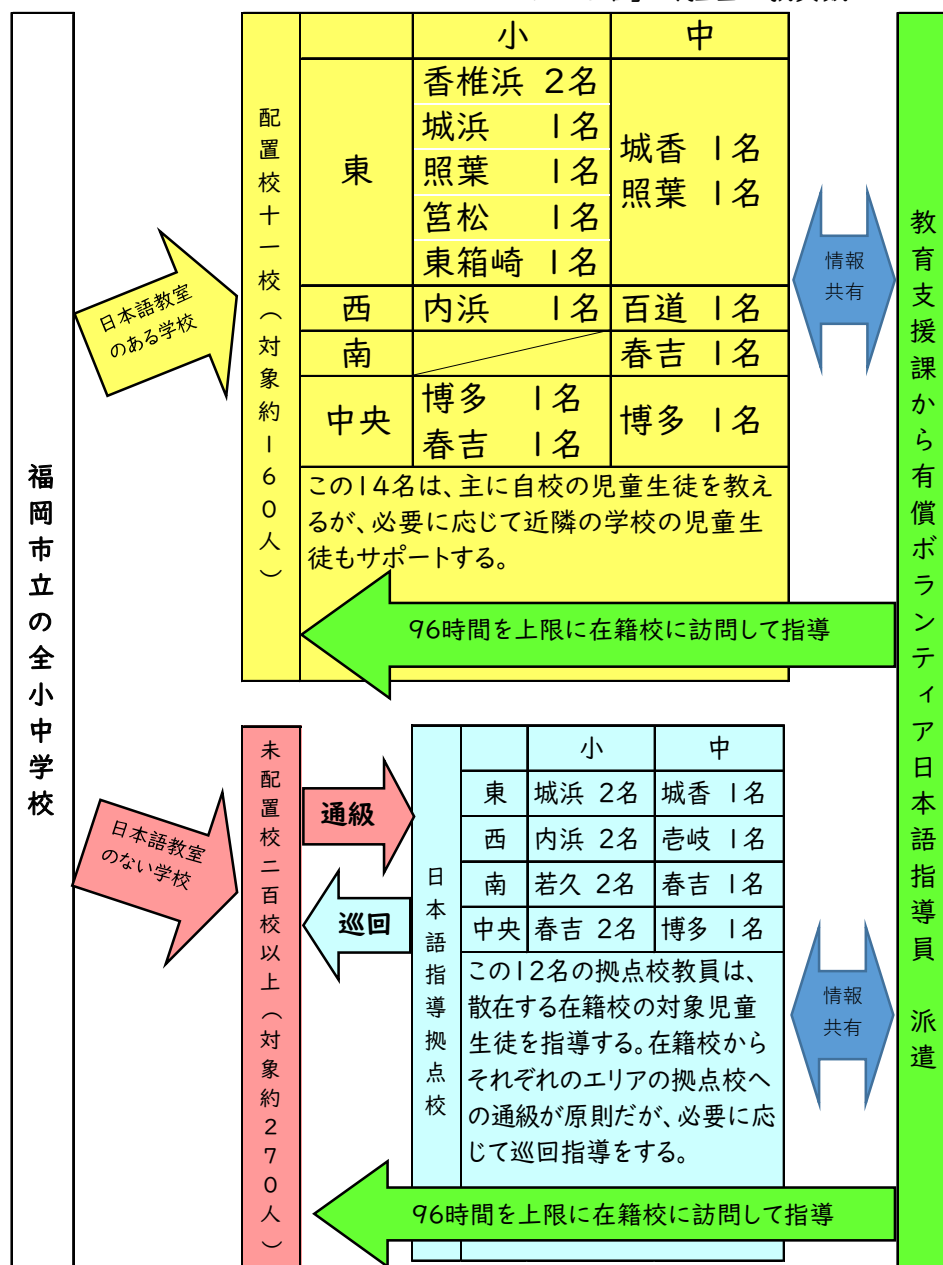


## 4 福岡市の日本語指導の全体像

福岡市の日本語指導のイメージは次の通りです。

### 福岡市の日本語サポートシステム

※「〇名」は、担当の教員数



※（対象約・人）は、R4年度末の日本語指導対象児童生徒数

福岡市日本語サポートセンター コーディネーター1名  
（福岡市立百道中学校内）

## 5 福岡市の日本語指導の仕組み

### 1 日本語サポートセンター

日本語指導が必要な児童生徒、保護者と面接を行い、児童生徒の日本語能力の判定や保護者からの聞き取りを行います。その結果をもとに、在籍校と相談しながら、児童生徒にとって適切な日本語指導の在り方をアドバイスします。

また、拠点校や配置校、各学校に、日本語指導の指導方法や内容について指導助言も行います。

児童生徒の日本語能力が不十分で日本語指導が必要だと学校が判断した場合、まず日本語サポートセンターにご相談ください。

日本語サポートセンター：070-3170-7995

### 2 日本語指導教室（拠点校）

日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導を行います。拠点校担当日本語指導教員が、児童生徒の実態に応じて日本語指導計画を立案します。その計画に基づいて、日本語指導員や在籍校担任等と連携しながら、児童生徒の日本語の力を育てていきます。児童生徒は原則として拠点校に通級して、日本語を学びます。福岡市には次の8校（小学校4校、中学校4校）に日本語指導教室（拠点校）が設置されています。

| 場所 | 城浜小（東エリア）     | 春吉小（中央エリア）    | 若久小（南エリア）     | 内浜小（西エリア）     |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 電話 | 070-3170-7994 | 070-3170-8005 | 070-3170-8004 | 070-3170-8003 |

| 場所 | 城香中（東エリア）     | 博多中（中央エリア）    | 春吉中（南エリア）     | 壱岐中（西エリア）     |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 電話 | 090-8228-2973 | 090-8228-2970 | 090-8228-3049 | 090-8228-3015 |

### 3 日本語指導担当教員配置校（配置校）

日本語指導が必要な児童生徒数の多い学校に日本語指導担当教員が配置されています。日本語指導担当教員は自校の児童生徒の指導をするとともに、他校から通級してくる児童生徒への日本語指導も行います。令和5年度現在福岡市では次の13校に、日本語指導担当教員が配置されています。

| エリア<br>区 | 東エリア                     | 中央エリア |     | 南エリア | 西エリア |
|----------|--------------------------|-------|-----|------|------|
|          | 東 区                      | 博多区   | 中央区 | 南 区  | 西 区  |
| 小学校      | 城浜小 香椎浜小 筥松小<br>東箱崎小 照葉小 | 博多小   | 春吉小 | 未配置  | 内浜小  |
| 中学校      | 城香中 照葉中                  | 博多中   | 未配置 | 春吉中  | 百道中  |

## 6 日本語指導が始まるまでの手続き

### 1 面接までの手続き

1. 転入生等の児童生徒が、日本語能力が不十分で日本語指導が必要だと学校が判断し、保護者が日本語指導を希望した場合、まず日本語サポートセンターに連絡してください。

**日本語サポートセンター：070-3170-7995**

2. 「日本語サポート申請書」(様式6)を日本語サポートセンターに提出します。学校連絡便で送付すると時間がかかりますので、メールに添付してください。

メールアドレス：[nihongosc@city.fukuoka.lg.jp](mailto:nihongosc@city.fukuoka.lg.jp)

3. 保護者と連絡をとり面接の日時を決めます。面接の日時は、可能な限り早い時期が望ましいです。面接の場所は、児童生徒の在籍校です。面接には、対象児童生徒・保護者・管理職・担任・コーディネーター・拠点校日本語指導担当教員が出席します。保護者が、日本語ができない場合も対応します。

### 2 面接及び該当校との打ち合わせ

面接は次の流れで行います。

1. 福岡市の日本語指導の仕組みについて説明
2. コーディネーターによる保護者への聞き取り
  - 滞日期間・来日滞日理由・母語・生い立ち・母国での教育等
3. 児童生徒の日本語能力の把握・測定
  - 4技能(話す・聞く・読む・書く)
4. 日本語指導の具体的な進め方についての打ち合わせ
  - 通級指導または巡回指導の決定
  - 日本語指導員派遣の必要性の判断
  - 日本語指導の曜日や時間 等



### 3 日本語指導に係る書類提出

日本語指導を受けることが決まったら、次の書類を作成し必要なものは提出します。

|     | 書 類                       | 備 考                                             |
|-----|---------------------------|-------------------------------------------------|
| 鑑   | 個別の日本語指導計画・報告について         | 計画一覧表、報告一覧表とともに提出                               |
| 様式1 | 指導個票(サポートセンターが作成して在籍校に送付) | 在籍中継続して使用→在籍校で保管<br>指導要録に添付 指導員申請時に使用           |
| 様式2 | 個別の日本語指導計画                | 各年度作成→在籍校で保管<br>写しを学校企画課に提出<br>5月末日締切 転入生は1ヶ月以内 |
| 様式3 | 個別の日本語指導計画一覧表             | 学校企画課に提出 5月末日締切<br>転入があったら追記し1ヶ月以内に提出           |
| 様式4 | 個別の日本語指導報告一覧表             | 学校企画課に提出                                        |
| 様式5 | 指導の記録                     | 在籍中継続して使用→在籍校で保管<br>指導要録に添付                     |

**様式等：**職員ポータル→FINE→「学校関係要綱・様式等」→「指導部」→「学校企画課」か「教育支援課」→「日本語指導について」に掲載してあります。

## 7 日本語指導員派遣について

### 1 日本語指導員派遣事業の概要

福岡市立小・中学校・特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が日本語で学校生活を営み、日本語での学習に取り組めるようになることを目的とし、日本語指導担当教員の補助として、日本語指導員を派遣します。

|          |                                                                                                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象児童生徒の例 | 外国籍児童生徒、日本国籍の帰国児童生徒、中国残留日本人の帰国に伴い帰国する児童生徒、等                                                                                                                       |
| 指導の内容    | 日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づく日本語指導の補助<br>・サバイバル日本語<br>（安全で衛生的な学校生活と、周囲との関係づくりに必要な日本語）<br>・日本語基礎<br>（聞く」「話す」「読む」「書く」の四技能を意識した、発音、文字、語彙、文型等）<br>※教科の内容や、日本語と教科の統合指導は行いません。 |
| 指導方法の原則  | ①教育課程時間内（授業時間内） ②抽出指導（取り出し指導）<br>③個別指導 ※グループ指導をすることもあります。                                                                                                         |
| 指導上限時間   | ひとりの児童生徒につき96時間<br>※ただし、習得が早い場合は途中終了も可。<br>※上限時間は年度を問わないため、翌年度に持ち越し可。また新年度の再申請も不要。<br>-----<br>初回の面談：45～60分を1時間とする。<br>実際の指導：1時限を1時間とする。                          |

### 2 日本語指導員とは

1. 日本語指導員は、日本語指導担当教員と連携・協力して指導を行います。

日本語指導員は、拠点校（または配置校）の日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、その指示のもと指導を行います。指導内容に対する要望等は、日本語指導担当教員にお申し出ください。

2. 日本語指導員は、日本語で指導します。通訳ではありません。

多くの指導員は、日本語を使用して指導する手法「直接法」により指導を行います。付属的に、英語、中国語、韓国語等の外国語に精通している指導員もいますが、語学は指導員の登録要件ではありませんのでご了承ください。

3. 日本語指導員は、教科の指導は行えません。

日本語指導員は有償ボランティアですので、教員免許の有無は条件となっておりません。そのため、教科の補充指導や、教室へ入り込んで授業に付き添うことはできません。

※ 日本語指導員の登録者は、民間の日本語指導員養成講座の修了者、大学で日本語教育を主（副）専攻し修了した者、日本語教育能力検定試験合格者のいずれかです。

### 3 日本語指導員派遣の手続き

#### 1. 申 請

- (1) 転入生等の児童生徒が日本語の理解が不十分と学校が判断した場合、まずは日本語サポートセンターに相談します。
- (2) 日本語サポートセンターと拠点校（配置校）日本語指導担当教員との相談において、日本語指導員の補助が必要であると決定した場合、日本語指導員派遣申請書〔様式10-1〕と個票を教育支援課に提出します。

#### 2. 指導員選任

日本語指導員登録者の中から、以下の点を優先的に考慮し、教育支援課が選任します。

- (1) 地理的に学校の近隣もしくは通学しやすい所に居住している。
- (2) 児童生徒の母語に通じている。

#### 3. 指導員への連絡について

教育支援課にて派遣する指導員が決定したら、教育支援課から申請校へ電話で指導員名と連絡先を伝えます。申請校はすみやかに、日本語指導員・日本語指導担当教員の双方に連絡して、以下の点を確認してください。

- (1) 学校担当者（教頭）名、連絡先、学校所在地、交通手段
- (2) 児童生徒の状況について（日本語力、転入時期など。）
- (3) 初回の面談の日程調整

参加者⇒ 学校管理職、学級担任、日本語指導担当教員（申請校に担当教員がいな  
い場合は拠点校教員）、日本語指導員、（できれば保護者）

※傷害保険加入手続きのため、指導開始まで数週間かかることもあります。

#### 4. 面談について

最初の指導日は、日本語指導員が児童生徒の日本語能力を把握し、児童生徒に関わる関係者が綿密な連携をとることを目的として、関係者で面談を行ってください。学校行事や時間割などを確認し、指導日程について打合せしてください。

※ 面談の時間も指導時間の1時間として日本語指導員に謝金を支払いますので、毎月の報告「勤務実績報告書」（様式10-3）に含めてください。

### 4 派遣校の受入れ体制について

#### 1. 教職員及び学級への紹介について

児童生徒の担任だけでなく、全教職員にも紹介するなど、日本語指導員の役割が理解されるよう配慮をお願いします。

#### 2. 学校・学級担任との連携について

児童生徒が受けた日本語指導が、学級での学習につながるために、管理職及び学級担任が、日本語教室担当教員や日本語指導員と綿密に情報交換し、協力して児童生徒の支援にあたっていくようにしてください。

#### 3. 学校備品の使用について

日本語指導員が指導に必要な学校所有の消耗品（筆記道具、ノート、チョーク、マーカーなど）やコピー機（用紙含む）黒板、ホワイトボードなどの備品は自由に使えるよう配慮してください。貸出教材への書き込みを禁止しているため、コピーの依頼があった場合は対応をお願いします。

#### 4. 指導教室の確保について

児童生徒が安心して学習に専念できるよう、静かで集中できる個室、教室の確保をお願いします。できるだけ、毎回同じ教室を確保できるように配慮してください。

## 5. 連絡体制について

指導員は交通費が支給されていませんので、指導予定日に児童生徒が学校を休んだ場合や、予定が変わった場合は速やかに指導員に連絡してください。

(例) バスで時間をかけて学校へ行ったら…

- ・行事で児童生徒が不在だった。
- ・学校が振替休日で休校だった。
- ・児童生徒が休んでいた。



## 6. 日本語指導用貸し出し教材について

教育支援課では日本語指導員が希望する教材を派遣校に貸し出します。希望があったら、学校から教育支援課にお電話ください。教材は学校連絡で送ります。なお、借用書や申請書は不要です。

※ 指導終了後、速やかに返却をお願いします。

## 7. 事故、損害賠償事件が発生したときについて

教育支援課では、指導員に傷害、損害賠償保険をかけています。事故等の場合は速やかに教育支援課に連絡してください。

(例) 濡れた床で転倒して骨折、通勤途中の交通事故。

<参考> 保険名: スポーツ安全保険(文化活動団体)

窓 口: 財団法人スポーツ安全協会福岡県支部

保険引受先: 東京海上日動火災保険株式会社(0120-789-095)

## 8. 放課後及び休業日等の指導について

原則として授業時間内と授業日の指導に限りませんが、長期休業日の日本語力低下防止のため等、放課後及び休業日等に指導が必要と認められる場合は、学校・児童生徒・保護者・日本語指導担当教員・日本語指導員の合意を得たうえで行ってください。

## 9. 指導時間の設定について

日本語の習得を考慮して、指導員の可能な限り、頻繁な指導日の設定をお願いします。また、遠方から指導に来られる場合は、交通費を考慮して、1日につき2時間以上に設定するなどの配慮もお願いします。

## 5 毎月の報告について

指導翌月最初の学校連絡で、「指導実績報告書(様式10-3)」を教育支援課に提出してください。それをもとに、教育支援課にて指導員へ謝礼金を支払います。

※ 面談も指導時間とみなし謝金を支払います。

※ 誤って指導時間数の上限を超えた場合、謝礼金を支払うことができません。

## 6 指導終了後の手続きについて

### 1. 指導終了の判断について

日本語指導員の補助の終了については、日本語指導担当教員と協議のうえ判断してください。

### 2. 指導終了後の提出物について

(1) 派遣終了報告書(様式10-4) [学校→教育支援課]

(2) 日本語指導報告書(様式ウ)の写し [指導員→学校→教育支援課]

※ 原本は学校で保存し、学級担任の参考にしてください。

(3) 貸出教材

## 8 保護者との意思疎通について

保護者との意思疎通が難しい場合には、語学ボランティア派遣を依頼する、多言語対応TV電話通訳を利用するという方法があります。

### 1 語学ボランティアについて

#### ① 語学ボランティアに依頼できる内容

原則として、学校と外国人児童生徒などの保護者間の通訳（編入学時の面談、三者面談、懇談会、説明会、家庭訪問などでの通訳）です。

#### ② 語学ボランティアの派遣

1. 派遣元 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）
2. 派遣回数 児童生徒1人につき、同一年度に3回以内。
3. 派遣場所 原則として、家庭訪問時を除き、学校（申請校）。
4. 留意事項 言語や日程の都合により派遣できない場合があります。

#### ③ 学校における手続き

1. 学校長は、派遣希望の日時や通訳内容を明確にして、[様式10-5]により教育支援課へ派遣を申請します。
2. 学校長は、教育支援課から派遣決定の通知を受けた場合は、通知記載の語学ボランティアに連絡を取り、活動内容の詳細について事前の説明及び調整を行います。
3. 学校長は、[様式10-6]により教育支援課へ活動実績を報告します。報告は、活動日から1週間以内に行ってください。

#### ④ その他詳細について

FINE→教育支援課→日本語指導員→語学ボランティア派遣要項を参照してください。

### 2 多言語対応TV電話通訳について

#### ① 多言語対応TV電話通訳依頼できる内容

原則として、学校と外国人児童生徒などの保護者間の通訳（編入学時の面談、三者面談、懇談会、説明会、家庭訪問などでの通訳）です。

#### ② 多言語対応TV電話通訳の利用

1. 通訳対応言語は13言語
2. 教育委員会教育支援課へ認証キーを申請し、マニュアルに従って操作する。
3. 1回の通訳は30分以内を目安とする。

#### ③ その他詳細について

FINE→教育支援課→日本語指導員→TV電話通訳利用要領及び利用マニュアルを参照してください。

## 9 各学校における受入れ体制づくり

帰国・外国人児童生徒等は、日本の子どもたちとは言葉や生活習慣、宗教などの異なる文化的背景を持って入学・編入してきます。学校教育に対する期待もありますが、不安を抱えています。そのため、学校での受入れにあたっては、様々な面での配慮を要します。しかし、それを「大変なこと」ととらえるのではなく、すべての児童生徒と教師にとって「異なる文化との豊かな出会いのチャンス」「人権尊重の精神や共生の心をはぐくむ絶好のチャンス」ととらえ、学級だけでなく学校全体で積極的な取り組みを進めることが大切です。

### 1 受入れにあたって

帰国・外国人児童生徒等が編入してくると、受入れる側の児童生徒が、特別な目で見ることがあります。そこで、日頃から人権尊重の精神に基づく人間関係作りを進め、協力的で、温かい雰囲気になった学校、学年、学級作りを図っておくことが大切です。また、帰国・外国人児童生徒等に対する理解を深めるための指導を見学の実態に応じて実施していくことも必要です。その場合、担任だけが抱えこむことのないように、校内の指導体制の組織化を図り、学校全体で受入れる体制をつくるのが大切です。

### 2 学年決定にあたって

帰国・外国人児童生徒等は、原則として学齢に合わせた学年に編入することになります。

しかし、保護者の要望や本人の状況等で、下学年に編入することを検討する場合があります。下学年への編入は、本人の学校適応や卒業時の進路決定に大きな影響を与えます。そこで、次のような点を踏まえ、慎重に決定する必要があります。

#### 1. 本人の状況

- 日本語の習得状況
- 心身の発達状況（「年下の子と同級生になるのは恥ずかしい」等）
- 高校進学希望（公立高校では、帰国子女特別学力検査の対象者を具体的に定めています。詳細は、福岡県及び福岡市高等学校入学選抜帰国子女特例措置実施要項等を参照ください。）

#### 2. 保護者の意向

#### 3. 日本の義務教育制度

- 新学期の開始時期
- 母国の義務教育の普及状況

※ 学齢外の下学年への編入希望があった場合は、教育支援課（学事係）作成の就学事務の手引きを参照の上、対応して下さい。

### 3 配慮事項

言葉や文化の違いからくる孤独感・疎外感は想像以上に大変なものであることを、まず教師自身が十分に理解することが大切です。私たちが普段当たり前と思っていることが、帰国・外国人児童生徒等にとっては大きなストレスとなっていることが往々にしてあります。わがままとされる言動も、実はストレスによる不適応症状の現れである場合があります。時には通訳を通して本人の気持ちなどを聞き出すことも必要です。また、周りの児童生徒の意識を変えていく指導も大切です。そこで、次のような点に配慮した指導が必要となってきます。

1. 児童生徒の生活背景や文化的背景を十分に理解し、保護者との連絡を密にし、焦らず指導する。
2. 互いに学級の中の一員として自然に接することができるようにし、学級活動等に積極的に参加するように指導する。
3. 日常の授業などで、児童生徒の言葉や文化を紹介したり、身近な教材として活用したりする。

## ※ こんな工夫をすることから始めてみませんか!?

### 1 異なる文化を持った児童生徒に、担任自身がまず関心を

自分に関心を持ってもらうことは、一番嬉しいことです。また、担任の肯定的な受入れ姿勢は、学級の子どもたちにもプラスの影響をもたらします。

- 編入児童生徒の母語で歓迎の言葉を書いたものを掲示したり、歓迎メッセージを伝えたりと、みんなが温かく受け入れようとしていることが伝わる工夫をする。
- 教室に、児童生徒の滞在国・出身国を扱った図書や会話集・辞書などを置く。
- よく使うあいさつの言葉や教室にあるものの名前を、ひらがなと母語の両方で表示する。
- 特別教室などに、児童生徒の母語で書いたプレートを設置する。

### 2 外国人児童生徒の名前は、母語の発音を尊重して

できる限り、母語の発音を尊重して下さい。姓と名の順序についても、母国で呼ばれていた順序を尊重して下さい。

### 3 まずは、友だちづくりを

友だちができれば、学校生活への適応や、日本語の上達も早いです。編入当初は、言葉の問題で自分からは友だちがつくりにくいので、教師の支援が必要です。言葉が通じなくても、遊びを通して、子ども同士の心を和ませ、つなぐことができます。編入児童生徒が、自分から遊びに入れない場合はきっかけをつくってあげましょう。クラスの友だちの名前を覚えることも大切です。早く覚えられるように工夫して下さい。

- 名前を覚えるためのゲームをする。
- 机に全児童生徒の名前カード(ローマ字などその子が読める文字で書いたもの)を貼る。
- ノート配りなどの先生や係の手伝いを、少しずつさせるようにする。

### 4 座席は、前の方に

帰国・来日直後は、環境の変化に伴い精神的な負担も大きいものです。少しでも、児童生徒の不安を和らげることができるように、座席を前の方にして教師の近くで温かく見守ってあげて下さい。

### 5 隣の席になる児童生徒に配慮を

帰国・来日直後は、世話好きな子を隣に座らせるのが望ましいでしょう。ただし、隣の席の子の負担にならないように配慮することも必要です。

### 6 学校からのお知らせには

漢字はよく分からなくても、ひらがな・カタカナ・ローマ字は読めるという保護者には、お知らせのプリントにふりがながあると良いです。漢字を書いてある方がわかる保護者もいます。翻訳アプリを使う保護者には、ふりがながない方が良い場合もあるので、確認しましょう。

日常会話ができて、「話し言葉」と「書き言葉」の違いで、文面をよく理解できない保護者がいることも意識しておきましょう。重要なものについては、電話連絡をしたり、翻訳文書を配布したりする配慮も必要です。

### 7 保護者とのコミュニケーションを大切に

手紙等では、伝わりにくいことも、直接会って話せば、よく分かってもらえます。特に、トラブル等の解決を急ぐ場合は、早急に、会って話し合いたいものです。その場合は、事実をきちんと伝えると同時に、解決のためにすべきことを率直に伝えましょう。必要な場合には、通訳をお願いするか、通訳アプリの用意をするとういことです。

### 8 児童生徒に存在意識を持たせる工夫を

日本語理解の不十分さや、文化・生活習慣の違いなどが、起因となって、疎外感を感じたり、いじめを受けたりすることがないように、すべての教育活動の中で配慮していく必要があります。授業の中で、母語で何と何を説明したり、母国のやり方(計算など)を発表する場を設定したりすることにより、授業に参加でき、自信につながります。保護者等に協力をお願いしましょう。

- 母国の代表的な料理の紹介、母国の歌を歌いリコーダーなどで合奏する。
- 母国での体験や保護者から聞いたことなどを発表する。

### 9 母語で話したり、書いたりする機会を大切に

母語で話したり、書いたりすることによって、児童のストレスが解消されることがあります。日本語が話せるようになって、文章が書けるようになるまではかなりの時間が必要です。

### 10 指示や説明の言葉は、ゆっくり、はっきり、短い言葉で

単文で、「です。」「ます。」を使います。実物や絵・図・身振りなどでの説明も効果的です。

## 10 受入れの実際

各国には、それぞれの生活習慣や文化があります。そこで、学校では生活習慣や文化の違いを念頭において対応する必要があります。また同時に、帰国・外国人児童生徒等に日本の習慣や文化を押しつけるのではなく、彼らが習慣や文化の違いを理解し、適応していく過程を大切にしたい指導に努める必要があります。

そこで、受入れ時の面談などを通して、以下の点について、本人に関する情報をできるだけ多く収集するとともに、本人・保護者に日本の学校生活について理解してもらうための情報提供が必要です。

### 1 学校側で把握すること（情報の収集）

当初面談やサポートセンターの面接などをもとに、保護者から聞き取ったことを「指導個票」にまとめて整理しておくといでしょう。児童生徒に関わる教員や支援者間で情報を共有し、一人ひとりの子どもの実態に即した日本語指導や適応指導の計画づくりに役立ててください。

#### 1. 本人について

- 日本語の力及びコミュニケーションが可能な言語
- 得意なことや趣味など
- 学習について（履修教科、既習内容、日本語学習歴、外国語学習歴など）
- 生活習慣について（お祈り、食事制限の有無、更衣の場所など）
- ※ 特に、食材や食事作法等の食習慣については、宗教及びその信仰の度合いによって、肉や調味料などの取扱いが違っているので、個々に対応するようにする。必要に応じて、栄養教諭等に問い合わせてください。
- ※ 禁忌食材がある場合、給食費に関わってきます。減額単価や就学援助についても調べておくといでしょう。

#### 2. 家庭の状況について

- 住所、連絡先（緊急の場合も）家族構成
- 滞在期間、目的（ビザの種類、期限）
- 保護者の日本語の力（読み書きの力も含む）及びコミュニケーションが可能な言語
- 日本語ができる知人等の有無

### 2 日本の学校生活についての情報提供

「学校生活ガイドブック」（平成10年度福岡市教育委員会発行）や新1年生保護者説明会で使用するプリント等を使い、必要に応じて実物を見せながら説明をしてください。

#### 1. 学校生活について（管理職等と共に対応する。）

- 1年間の主な行事
  - ※ 信仰によっては、行事に参加しない児童生徒もいることに配慮してください。
- 日課
  - ・給食当番があり、エプロンの洗濯があることを伝えてください。
  - ・清掃については、児童生徒が教室等を清掃する習慣がない国もあり、床を雑巾で拭くことに抵抗がある児童生徒もいることに配慮してください。
- 登下校
  - ・通学路及び登下校の時刻。
  - ・遅刻や欠席の場合の連絡方法や連絡時間。
- 校則
  - ・おやつやジュースを持って来ないこと。
  - ・上履きと下履きの区別をすること。

○ 教科、科目、学用品

- ・体育の授業では、体操服に着替えること。
- ・体育、図画工作・美術、音楽、技術・家庭科などでは、技術を伴う教科経験の少ない児童生徒も多いことに配慮してください。

2. 事務手続きについて（学校事務の職員や管理職と共に対応する。）

○ 就学手続

—転入学—

- ・各区市民課で、「福岡市立学校転入学転出学届」により就学申請を行い、「転入学通知書」の交付を受けます。（住民登録がない者や、学年指定変更の相談は、教育支援課学事係へ問い合わせてください。）

—転出学—

- ・学校長の転校確認書を持参の上、各区市民課で「福岡市立学校転入学転出学届」を行い、「転出学通知書」の交付を受けます。

○ 学校納付金

- ・授業料は無償であるが、給食費や行事に関わる経費は家庭が負担することなど具体的に伝え理解を得ることが重要です。
- ・給食費や学用品費などの経費及びその徴収方法を伝えます。（口座振替依頼書のことなど）

○ 就学援助

- ・就学援助の受給資格があるのに、その存在を知らない、申請用紙の記入や必要書類の準備ができないなどの理由で就学援助を受給していない家庭の場合はサポートが必要です。

③ 保健関係について（養護教諭と共に対応する。）

○ 「保健調査票」の記入

- ・ツ反の結果の確認など、本人の健康状態の把握をする趣旨を伝えます。

○ 「日本スポーツ振興センター」災害共済給付制度への加入についての説明とその手続き

○ 「尿検査」は、絵や実物を見せながら、やり方や検査の目的等を伝えます。

○ 「結核健診問診票」「心臓病調査票」の記入（必要に応じて英中韓国語版を使用）

### 3 連絡文書の内容を伝える工夫

学校から配られる大量のプリントは、どれが重要なのか分からず、重要書類が未提出になったり、情報が伝わらないまま捨てられたりする場合があります。情報伝達の工夫が必要です。

1. 多言語資料の活用

- 重要度が高いものについては、母語に翻訳されたものを渡すとよいでしょう。
- 書式は多少異なっても、インターネットで情報を検索して、参照用に渡すことも有効です。

→だいじょうぶ net. <http://www.djb.utsunomiya-u.ac.jp/> 宇都宮大学 HANDS プロジェクト  
→かすたねっと <http://www.casta-net.mext.go.jp/> 文部科学省初等中等教育局国際教育課

2. 情報を伝えるルールづくり

日本語の読み書きが苦手でも、文書に優先順位がつけられるようあらかじめルールを決めておくなど工夫をすることで情報伝達をスムーズにすることができます。

（例）重要な文書には「IMPORTANT」と赤のスタンプを押す。

シールを決めておいて、それを貼る。

やさしい日本語や母語の単語で手書きのメモを付ける。など

## 11 日本語指導（学校での学習について）

外国語を母語とする児童生徒にとって、日本語は外国語（第2言語）です。ですから、国語の指導とは別のカリキュラムに沿って、日本語を外国語として指導する必要があります。外国語を母語とする児童生徒は、日本語はもちろん生活や文化もほとんど理解できないのが普通です。日本語を指導するということは、言葉を教えるということと、日本の文化や生活習慣について教えるということの二つの意味があります。

「生活に必要な日本語」は、ある程度は普段の生活の中で自然に身に付きますが、日々の生活で見聞きする日本語は、体系的に示されるわけではありません。まとまった内容を的確に伝える力や、読み書きの力は、日常のコミュニケーションの中で強化することは難しいのです。ですから、指導にあたっては、「生活に必要な日本語」と共に、「学習に必要な日本語」の力を育てていくことが大切です。

学習に必要となる基本的な日本語ができない帰国・外国人児童生徒等は、日本語指導の対象となります。日本語指導集中教室（拠点校）や日本語指導担当教員配置校（配置校）へ通級したり、日本語指導員の派遣を受けたりすることができます。学級担任は、日本語指導が学校生活に活かされるように、拠点校や配置校の担当教員や日本語指導員と十分に連絡をとることが重要です。

日本語初期指導終了後は、担任が、個別の配慮をしながら指導を継続することになります。その際、学級担任だけでなく、学校全体で日本語学習をサポートする体制の確立が望まれます。

### 1 日本語指導を始める前に（担任として留意すべきこと）

担任は、次のような点に配慮し、支援していくことが望まれます。

#### 1. 来日時の児童生徒の年齢

小中学生という時期は、言語の習得過程にあります。児童生徒の年齢は、母語の能力を測る目安になります。そして、児童生徒の母語の能力は、第二言語である日本語の指導に密接に関わります。教科の学習を進める上で必要となる認知力や思考力にも影響します。

#### 2. 児童生徒の母語

母語の文法が日本語と類似しているかどうか、漢字を使用するかしないかなどの違いにより、日本語の上達に影響がでる場合があります。

#### 3. 母語による学習経験の有無や学校教育を受けた期間

学習中の思考の深まりや学習に対する構え、学習態度に影響します。

#### 4. 文化的背景

ものの見方・考え方、行動が言語生活に影響することがあります。

#### 5. 日本への在留予定と日本の学校での学習目的

日本語指導の内容に関わるため、個々の児童生徒及び保護者の意向を尊重した対応が望まれます。特に、中学生の場合は、早い段階から進路について把握しておくことが重要です。

#### 6. 児童生徒の性格や個性

異文化（日本の学校生活）への適応度と関係します。日本語の習得に影響する場合もあります。

## 2 「生活に必要な日本語」の指導

初期の日本語指導は、「生活に必要な日本語」の指導から始めます。まず、日本語に興味を持ち、学習した日本語を使って進んで会話をしようとする意欲を引き出すことが重要です。そこで、日本語を聞いて話す楽しさを味わわせることにより、聞く力や話す力を育成すると同時に、ひらがなやカタカナを使って単語や文を書いたり、簡単な文を読んだりする力を少しずつ育てていきます。

初期の段階では、児童生徒が実際に経験する学校生活の場面を取り上げて、適応指導と関連させた指導をします。その際、「生活に必要な日本語」を場当たりの指導ではなく、日本語を使って教科学習を進めることができるように、計画的に指導していくことが重要です。さらに、児童生徒の発達段階や実態に応じて、易しい文型から複雑な文型へと積み上げていく体系的なカリキュラムを用いて指導していく方法も考えられます。

指導方法については、次のような工夫が望めます。拠点校配置校の日本語指導担当教員や日本語指導員と連携を図りながら、学級担任としてできる工夫を試みるのが大切です。



### 1. 日本語で指導を

原則として、日本語で日本語を教えます。（日本語を聞いたり、話したりする機会を多くします。）

### 2. 発達段階に応じた教材の使用・活動の工夫を

児童生徒が意欲を持って取り組めるように、年齢や興味の対象を考慮した教材の開発や学習活動の構成が望めます。

### 3. 絵カード・写真・実物・模型などの教具の準備を（視覚化）

日本語をコミュニケーションの道具として身に付くようにします。児童生徒の実態によっては、発話を強要しないで自分から発話しようとするまで待つことも必要です。

### 4. 教師は正しい日本語の使用を

「です・ます体」を用い、表現を簡潔にします。また、はっきりした発音を心がけるとも大切です。教師の日本語は、児童生徒にとってモデルとなることに留意しておく必要があります。

### 5. ひらがなの表記練習は系統的に

清音、濁音、長音、拗音、拗長音、促音というように、段階的にていねいに指導していきます。表記練習の前に、十分に発音練習をすることが大切です。

### 3 「学習に必要な日本語」の指導

児童生徒が「生活に必要な日本語」を身につけると、日常の会話がある程度できるようになります。しかし、それだけでは、教科の学習にとって十分とはいえません。そこで「学習に必要な日本語」の指導を継続する必要があります。

指導にあたっては、聞く力や話す力に比べて書く力が劣っていないかなど、児童生徒の日本語の能力の偏りを把握し、日本語の力をバランスよく育てる工夫が必要になります。特に、書く力や読む力は、教科の学習を進める上で重要になります。日本語指導に国語指導を加味して、書く力や読む力の育成に努めることが重要です。さらに、教科の学習を理解するための基本的な文法事項と語彙指導の徹底も大切です。

指導上の工夫として、次のようなことが考えられます。個別の配慮しながら、児童生徒の日本語支援に努めることが望まれます。

#### 1. リライト教材の活用

児童生徒の日本語の力に応じてふりがなをつける、分かち書きをするなどして、音読や内容理解を促します。挿絵や写真など視覚教材を併用するとより効果的です。

「リライト教材」は、拠点校や配置校で作成されたものが数多くあります。お問い合わせください。

#### 2. 電子辞書等の活用

小学校高学年以上の児童生徒には、早い段階から、辞書の活用を指導します。語彙力の向上は教科学習の理解の深化に役立ちます。

#### 3. 母語の対訳や語彙リスト等の活用

母語が確立している小学校高学年以上の児童生徒が、教科の内容を理解し認知力や思考力を伸ばす上で役立ちます。

#### 4. 読解力育成に焦点を当てた多読

語彙や教科学習言語能力を伸ばすには、読解力育成に焦点を当てた多読が必須です。

### 4 各教科における指導上の留意点

母国での学習内容や学習時期などが、日本とは異なる場合も多く、児童生徒によっては履修していない内容もあります。また、学習の仕方も日本とは異なります。

そこで、教科の学習では、次のような点を考慮しながら、個別に支援していくことが必要です。

#### 1. 国語

漢字学習は、非漢字圏の児童生徒だけでなく、中国等の漢字圏の児童生徒にとっても、母国の漢字との違いなどから負担になりがちです。拗音・拗長音・促音・濁音・半濁音などの発音や表記の習得については、母語によって困難な場合もあります。

#### 2. 算数・数学

計算方法が国によって違うため、学習に慣れるまでは戸惑う場合もあります。表現が難しいために、公式の暗記や文章題の立式も困難です。

#### 3. その他の教科

理科や社会では、教科固有の学習用語が多く、しかも、漢字・カタカナが多く使用されるために、学習を理解する上で困難な場合が多く見られます。

体育や音楽では、生活習慣や宗教的な背景からくる困難も存在します。

## 5 JSL (Japanese as a Second Language) カリキュラム

文部科学省が、日本語学習から在籍学級での教科学習の橋渡しとして、「日本語と教科の統合学習」の考え方に基づいて開発したのがJSLカリキュラムです。

JSLカリキュラムでは、単に「日本語を学ぶ」のではなく、「日本語で学ぶ力（学習活動に日本語で参加できる力）の育成」を目指し、それぞれの児童生徒に合わせた授業をつくるための考え方や方法を提案しています。学習項目を固定した順序で配列するのではなく、現在の児童生徒の日本語の力やこれまでの生活・学習経験を考慮して、教師自身が柔軟にカリキュラムを組み立てることを支援するものです。

### JSLカリキュラムの特徴

- ①個々の児童生徒の実態に応じた個別のカリキュラムの作成を前提とする。
- ②日本語を教科の学習場面から切り離さずに学習する場面をつくる。
- ③具体物や直接体験により学びを支える。
- ④対象児童生徒の学習参加を支援するために日本語表現を調整し、明確化する。その日本語表現は、固定化したものではなく対象児童の実態に応じて決定する。

☆JSLカリキュラムには、「小学校編」と「中学校編」があり、文部科学省のホームページ

([http://www.mext.go.jp/a\\_\\_menu/shotou/clarinet/003/001.htm](http://www.mext.go.jp/a__menu/shotou/clarinet/003/001.htm)) からダウンロードできます。

☆JSLカリキュラムの実践事例については、

(<http://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/clarinet/jsl/1287.htm>) を参照して下さい。

### 生活言語能力と学習言語能力

日本語を学び始めた児童生徒は急速に日本語の力を身につけ、1、2年もたつと日本人の友だちと流ちょうに日常会話を楽しむことができるようになってきます。担任の先生もその様子を見て「もうこれで大丈夫」と安心されます。ところがそういった子どもたちも、授業場面になると、日本語をつかって学習に参加することがなかなかできません。この状況を理解するために、子どもたちの言語能力を「生活言語能力」と「学習言語能力」の二つの側面から見てみましょう。

前者の「生活言語能力」は、1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力です。頻度の高い語彙と簡単な文法構造の使用が中心です。この能力の獲得には普通1～2年必要とされています。「生活言語能力」については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身につきますが、教員による支援も必要です。

後者の「学習言語能力」は、学年が上がるにつれて複雑になる話し言葉と書き言葉を理解し、かつ産出する力をさします。教科等の学習では、日常会話ではほとんど聞くことのない低頻度の語彙、複雑な構文、抽象的な表現なども出てきます。学習に参加するためには、言語的にも概念的にも高度な文章を理解することが求められ、さらにそれらを正確に統合して使うことが必要となります。「学習言語能力」が学年相当レベルになるには5年以上かかると言われています。これは教科学習言語が複雑であると同時に、外国人児童生徒が、語彙、概念、読み書き能力が伸びつつある母語話者児童生徒に向かって追いつくことを強いられるからです。この「学習言語能力」については、生活の中で身につくことはあまり期待できません。日本語指導担当教員と学級担任、教科担当等が連携をして計画的、継続的な支援を行うことが必要となります。

## 12 適応指導

私たち教職員が、外国人児童生徒の存在を、プラスに捉えるか、マイナスに捉えてしまうかは、学校(学級)の雰囲気にも大きな影響を与えます。しかも、この姿勢は、無意識のうちにあらわれてしまう場合もあるので、私たち自身の振り返りを行うことが重要です。私たちが、言葉や習慣の違う児童生徒を、どのような視点で見つめ対応するか、その児童生徒の持っている個性やそこから来る行動は、長所にも短所にもみることができます。編入学してきた児童生徒にとってまずは、「居場所」が確保されることが重要です。居場所とは、学級だけではなく、「日本語教室」や「ワールドルーム」、保健室、事務室など自分を受け入れ、安心させてくれる人のいる場所です。こうした安心感があることで初めて学習への構えができることになります。それができない間、児童生徒は、自己開示もできず、常に緊張したり、時にはその結果として反抗的な態度を示したりすることもあります。そこで、適応指導での配慮として、次のようなことが考えられます

### 1 友だちといっしょに学校生活を楽しむことができるようにする。

異なる文化の中に過ごしてきた帰国・外国人児童生徒等にとっては、社会生活、学校生活の多くがストレスの原因になり得ます。ストレスを少しでも取り除き、心を開いてうち解けることができるようにするためには、教師が、温かい気持ちで受け入れ、関心を持って見守ることが重要です。特に、受入れ直後は、学級の児童生徒に積極的に声かけをして、お互いのコミュニケーションが生まれるように配慮することが望まれます。そして、休み時間に一緒に遊んだり、登下校をしたりする友だちを見つけることができるように、仲間作りのきっかけを作ることが大切です。

また、学校生活を共に過ごす中で、周りの児童生徒自身に、異なる文化を持つ帰国・外国人児童生徒等とのよりよいコミュニケーションの取り方について考える機会を持たせることも必要です。学級の中で、違いを受入れる風土作りやよりよい人間関係作りをすすめていくことが望まれます。

### 2 自己のよさに気づくことができるようにする。

帰国・外国人児童生徒等の中には、日本語ができないことで自信をなくしたり、自分が「劣っている」と考え違いをしたりしがちな児童生徒も見られます。また、文化的にマイノリティの存在であることから、母国の文化の良さに自信を持つことができない場合も少なくありません。そこで、児童生徒が母国の文化や母語などを紹介する機会を積極的に設けるなどして、自己のよさに気づくことができるように配慮することが必要です。自己のよさに気づき、学校生活を通して日本のよさも受け入れながら、自己の確立を目指していくことができるように支援することに努める必要があります。

そのためには、学校や教職員、周りの子どもや保護者、さらにできれば地域社会がこうした児童生徒のことを理解し、自分の母語、母文化、母国に対して誇りを持って生きられるような配慮が必要となります。言うまでもないことですが、外国人児童生徒にとってのこの課題は、日本語を母語とする子どもたちにとっても無縁なものではありません。

### 3 不適応症状にはていねいに対応する。

児童生徒の中には、日本語が理解できないことから、悪口を言われていると勘違いしたり、逆に、コミュニケーションの取り方が分からず、周囲から態度が悪いと誤解されたりすることもあります。「言葉が分からない」ことは、児童生徒にとって相当なストレスになっていることをまず理解しておく必要があります。児童生徒が、頭痛を訴えたり、乱暴な態度を取ったり、黙り込んだり、怒りっぽいことが続く場合は、異文化への不適応症状を起こしているとも考えられます。話をじっくり聞いたり、よく観察したりすることが大切です。また、保護者との連携も欠かせません。場合によっては、スクールカウンセラーや教育相談が可能な通訳等と連携を図り、早急な対応をとることが必要です。

## 13 国際教育

国際教育は、異なる文化をもつ人々と共に生きるための資質や能力の育成をめざす教育です。異なる文化をもつ児童生徒が学校に在籍し、学習や生活を共にする機会を得ることは、生きた国際教育の場となるものであり、受入れる側の児童生徒にとっても大きな教育的意義があります。

生活習慣の違いや考え方・感じ方の違いから外国を見つめ、日本を見直すきっかけをつくるという教育は、豊かな国際感覚や広い視野でものを見つめることのできる人間形成に役立つものです。また、文化や国籍の違いを越え、人を思いやる優しい心を育てるとともに、世界の人々と心を開いて交流することのできる人間を育てることは、人権意識を身につけるためにも重要な教育だと考えられます。

異なる文化をもつ児童生徒の存在は、異文化間の相互理解を深めるきっかけとなり、国際教育の推進につながります。教育活動全体を通じてそのような児童生徒を活かした交流の場が積極的に設定されることが望まれます。

実施にあたっては、児童生徒にとって必然性があるか、共に参加できる双方向の交流であるかなどをふまえて、児童生徒が互いの違いや良さに触れ、多様な価値に気づくようにすることが大切です。

国際教育の具体的な活動には、次のようなものが考えられます。それぞれの学校の特色や、学年・学級の実態に即した実施の工夫が望まれます。

### 1 教科、道徳、総合的な学習の時間を活用して

- 外国との「つながり」に興味をもち、「多様性」を探らせませす。
  - 「世界の遊びをしようかいしょう」（『ぬくもり第3版 3・4』）
  - FUKUOKA から世界を見る（『ぬくもり第3版5.6』）
  - 「外国から来て日本に根付いたものを調べよう」
- 帰国・外国人児童生徒等の心理や文化の違いを体験させて、異文化について考えを深めさせませす。
  - 「バーチャル・インターナショナル・スクール（外国語だけで授業を受けてみよう）」
  - 「〇〇の文化を紹介するワークショップを開こう」
  - 「国や言葉はちがっても」（『ぬくもり第3版 3・4』）
  - 「世界のかけ橋に」（『ぬくもり第3版5.6』）

### 2 特別活動や学年・学校行事を活用して

- 外国の文化に親しむ機会を作ったり、異なる文化を持つ方をゲストに招いて交流したりします。
  - 「国際交流集会」「ワールド集会」（いろいろな国や地域の音楽や遊びを実際に体験する）
  - 「〇〇国の料理づくり」（気候や風土に合わせた食べ物の工夫を知る）
  - 「国際理解に関するテレビ番組作り」（外国のことばや生活習慣の紹介をする）
  - 「ワールド交流会」（各学年や学級で学習したいろいろな国の文化を紹介し合う）
  - 「〇〇語教室」（友だちの国のことばを覚え、その国の人と交流する）

### 3 日本語教室・ワールドルームの開級式・卒業生を送る会を活用して

- 日本語教室・ワールドルームへの理解を深め、1年間の国際教育の取り組みの節目の1つとします。

「違い」や「つながり」を意識した授業実践は、外国人児童生徒だけでなく、学級の一人ひとりの子どもが持つ「違い」に気づき、多様性を当たり前を受け入れるクラスづくりにもつなぐことができます。

## 14 評価

帰国・外国人児童生徒等の評価については、在籍学級の児童生徒の評価と同様に、児童生徒の成長に生かされるよう行われる必要があります。しかし、日本語を母語としない帰国・外国人児童生徒等が、教科の学習を理解することができるようになるまでにはかなりの時間を必要とします。そこで、日本語の学習期間が短く、習得がまだ十分ではない児童生徒については、日本語の学習期間や習得状況等、個々の実態を考慮し、評価を工夫することが大切です。

帰国・外国人児童生徒等の評価をどのように行うかについて、学校内で十分に共通理解を図る必要があります。日本語の能力が十分でない児童生徒にとって、評価が学習意欲を高め、励みになるようにするためには、次のような工夫が考えられます。

### 1 教科学習の評価の工夫

学期末に通信票を渡す場合、児童生徒の日本語学習開始から一定の期間をめやすとして、基礎教科と技能教科で評価方法を工夫する方法が考えられます。また、文章で記入した所見について、可能であれば母語による記入が望まれます。

ただし、指導要録については、通常の評価をする必要があります。

3ヶ月未満…観点別評価及び評定の代わりに、学習内容・学習への取り組みを文章で記入し通信表に貼付する。

6ヶ月未満…技能教科については、通常の評価を行う。基礎教科については、観点別評価の可能な項目について評価し、評定の代わりに文章で記入する。

12ヶ月未満…全教科について通常の評価を行う。ただ、日本語の能力に大きく影響されると思われる国語や社会等については、一定の配慮を行う。

12ヶ月以上…原則として、通常の評価を行う。

### 2 日本語学習期間の短い児童生徒への定期考査等における配慮

問題作成をする場合に次のような配慮が考えられます。

- ・問題文にふりがなをつける。
- ・母語の翻訳をつける。
- ・別途問題を作成する。
- ・問題を図や絵で置き換える。

テスト実施の際も児童生徒の実態に応じて次のような配慮が考えられます。

- ・辞書の持ち込みを許可する。
- ・時間延長を多少認める。
- ・別室で受験することを許可する。
- ・問題文を読み上げたり説明をしたりする。

### 3 帰国・外国人児童生徒等に対する学習指導及び評価を行う際の配慮

対象児童生徒が在籍する学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うことが必要です。

評価を行う場合は次のことに配慮をしてください。

- 帰国・外国人児童生徒が異なる文化や教育制度の中で育ってきたこと
- 家庭で学習へのサポートを受けることが困難であること
- 理解はできていても、表現がうまくできない場合があること
- 「生活言語能力」と「学習言語能力」は、別だということ

## 4 帰国・外国人児童生徒等のためのJSL対話型アセスメント

文部科学省が、学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考としてもらうために作成したのが、「外国人児童生徒のためのJSL 対話型アセスメント DLA」です。

### 1 「対話型アセスメント(「DLA」)」のねらい

- ・「DLA」は、基本的には、日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。

- ・子どもたちの言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要であるか、教科学習支援のあり方を検討するための「DLA」を使用します。

- ・「DLA」によって、指導者は児童生徒が何をどのように学んでいるのかを知ることができます。また、学習支援のための指導計画の助けとなり、学習活動及び教材の選択について考える際のヒントを得ることができます。

- ・児童生徒の学びにとって意味のある指導計画を立てることによって、子どもたちの学びに対する興味関心、学習意欲を喚起し、学習動機を高めることが可能です。

### 2 「DLA」の特徴

- ・「DLA」は、いわゆる従来型の紙筆テストや集団テストとは異なっています。

- ・それは、子どもたちの母語、年齢、入国年齢、滞在年数(四大要因)によって影響を受ける言語運用力や思考力、学びの方法等が多様であるために、これまでの画一的なテストでは、子どもたちの本来の力を引き出すには限界があるからです。

- ・「DLA」は、テストから得られる結果を序列化するためのものではなく、むしろ、テストの実施過程そのものを、学びの機会として捉えるところに特徴があります。

- ・さらに、一番早く伸びる会話力を使って、紙筆テストでは決して現れることのない、潜在的な力を引き出します。

- ・そのために、「DLA」の活用方法は「対話型」を基本とします。それは、指導者が子どもたちに向き合う大切な機会(対話重視)であると考えからです。

- ・指導者と子どもたちが一対一で向き合うことで、日頃の学習の成果を、そして今後の支援活動で必要となる学習内容や学習領域を絞り込んでいく上で必要な情報が得られるような構成をねらいとしています。

- ・厚い言葉の壁の中で教科学習言語能力を伸ばそうとしている外国人児童生徒は、個々の子どものレベルに適した評価者のちょっとした問いかけや語りかけ(誘い水のようなもの)によって、その力の片鱗を見せることがあります。

- ・ゆえに、「対話型」の「DLA」は、年齢相応の言語能力を持たない子どもの教科学習言語能力評価法として妥当性があると言えます。

### 3 「DLA」を使用する際の基本的なステップ

①評価の目的を明確にする:「DLA」を使って、子どもたちのどのような側面、例えば、言語能力面であるのか、思考力などを必要とする認知面であるのか、具体的に知りたいことを明確にする。「DLA」から知りたい情報を確認する。

②評価ツールを選ぶ:「DLA」で提示されたいくつかの評価ツールから、目的に合ったものを選ぶ。

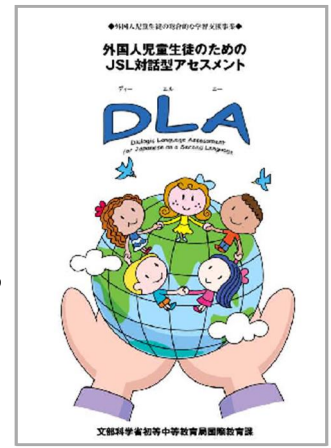
③評価ツールを理解する:事前に評価ツールの実施方法をよく読み、進行方法を十分に理解しておく。

④子どもたちの力を最大限発揮させる:「DLA」の実施にあたっては、ラポール(共感できる信頼関係)を築き、持っている力を思う存分発揮できるよう配慮する。

☆「外国人児童生徒のためのJSL 対話型アセスメント DLA」は、文部科学省のホームページ

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm))でダウンロードできます。

## DLA



## 15 進路

中学校の場合、卒業後の進路を決定していくことは、とても重要なことです。保護者の滞日の状況によって、様々なケースが考えられます。日本での永住を念頭に進路を考える場合もあれば、高校在学中で本国へ帰国となる場合もあります。また、中学校卒業と同時に、日本以外の国での教育を希望する場合もあります。

いずれにせよ、日本語のハンディがあることを前提に、日本の子どもたちと同様に進路保障を目指していくことが大切です。これらの子どもたちを受入れる日本の公立高校が、少しでも増えてほしいというのが、私たち教師の願いでもあります。

中学校で行われる「進路説明会」は、進路に関する難しい用語も多く、外国人の保護者が出席しても、「よく理解できない」という声が多く聞かれます。通訳が同席した上で、保護者や生徒の希望を理解し、様々な疑問に答えていく「進路相談」の場が必要です。経済的な理由で進学を諦めたりすることがないように、奨学金等の就学支援制度についても詳しい情報を伝える必要があります。

福岡県立高校の場合、帰国・外国人生徒等に対する高校入試における特例的な取り扱いには、①特別学力検査②一般学力検査の特例措置③推薦入学の特例措置の3つがあります。

### 1 「外国にルーツを持つ子どものための就学・進路相談会」

2003年度から、福岡市でも日本語を母語としない子どもや保護者のために、就学や進路に関する説明会が開かれています。福岡県の進路選択の実際や、公立高校入試における特別措置等について詳しく説明があります。また、参加者のニーズに応えた母語の通訳者がボランティアとして参加し、気軽に質問もできる母語別の分散会もあります。資料も日本語の他、中国語・韓国語・英語・スペイン語等で翻訳されたものが用意されています。詳しい内容についてのお問い合わせは、「NPO法人ともに生きる街ふくおかの会」「福岡市進路保障研究会」へ連絡してください。

### 2 「特別学力検査」について

福岡県立および市立の高等学校入学者選抜においては、毎年帰国子女等について、必要な特別措置が講じられています。検査日時、内容、受け入れを実施している高校については実施要項に載っています。試験問題は平成26年度より公開されるようになりました。「特別学力検査」を受検する生徒への指導としては、以下のような点に留意して行うとよいと思われます。

- 国語…基本的な漢字の読み・書きのドリルを徹底的に行う。現代文の簡単な説明文や随筆などの読解練習を地道に行う。助詞の使い方や動詞の活用変化、敬語や接続語などの練習問題をやっておく。
- 数学…計算問題から方程式、関数、図形、証明問題まで、基本的な問題を解けるように練習しておく。
- 英語…教科書全範囲の必須単語・連語の発音や意味を理解し、書けるようにしておく。基本文型の定着を図り、長文読解も練習しておく。リスニングテストは行われませんが、英作文(25語以上)がある。
- 作文…さまざまなテーマで作文を書く練習をし、暗記するくらいになっておく。400字詰原稿用紙2枚弱くらいは、書けるようにしておく。
- 面接…日本語での応答練習を繰り返し練習しておく。できるかぎりたくさんの先生方に面接官になってもらい、練習の機会をつくる。質問の意味がわからない場合の受け答えも練習しておく。面接官は4～5名で、グループ面接の場合もある。

## II 帰国・外国人児童生徒等の受入れチェックリスト





# 1 入学、転入、編入学時の面接や手続きで確認すること

## 1. 準備するもの

|                          |                                                                                  |                          |                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 外国人児童生徒のための就学ガイドブック<br>(文科省HPよりダウンロード)                                           | <input type="checkbox"/> | 福岡市学校生活ガイド(各学校に配布された冊子、英語・韓国語・中国語版)                                             |
| <input type="checkbox"/> | 外国人保護者のための学校案内(小学校・中学校用)(英語・韓国語・中国語・フィリピン語・インドネシア語・ロシア語)<br>(福岡市JSL日本語指導教育研究会HP) | <input type="checkbox"/> | 家庭環境調査票(英語、スペイン語)<br>(福岡市JSL日本語指導教育研究会HP)                                       |
| <input type="checkbox"/> | 保健調査票等(英語・韓国語・中国語)<br>(職員ポータル→FINE→学校関係要綱・様式等→各種マニュアル→健康教育課・給食運営課)               | <input type="checkbox"/> | 災害共済給付制度への加入について<br>災害共済給付制度申込書<br>(職員ポータル→FINE→学校関係要綱・様式等→各種マニュアル→健康教育課・給食運営課) |
| <input type="checkbox"/> | 日本語指導サポート申請書(様式6)<br>(職員ポータル→FINE→学校関係要綱・様式等→学校企画課→日本語指導について)                    | <input type="checkbox"/> | 就学援助制度のお知らせ<br>(英語・韓国語・中国語)<br>・各校の事務室にメールで配信                                   |
| <input type="checkbox"/> | 給食費額決定通知書(緑色の封筒)の見本                                                              | <input type="checkbox"/> | 「たのしいがっこう」(24か国語版)<br>(東京都教育委員会HP)                                              |
| <input type="checkbox"/> | 学校で必要な用具、道具一覧表                                                                   | <input type="checkbox"/> | 年間行事予定表、時制表、時間割等                                                                |

## 2. 必要書類の記入と留意点

必要書類は面接の際と一緒に記入してください。家に持ち帰っても書けない場合があります。

|                          | 必要書類                            | 留意点                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 家庭環境調査票                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語版、スペイン語版があります。(JSL日本語指導教育研究会のHP上)</li> <li>・児童生徒氏名や生年月日等は在留カードや住民票の写し、パスポート等で必ず確認してください。</li> <li>・児童生徒、保護者氏名にはふりがなをうってください。</li> <li>・児童生徒をどう呼べばよいのかを確認してください。</li> <li>・日本語が通じない場合は、通訳できる方の名前・電話等も聞いて記録してください。</li> </ul> |
| <input type="checkbox"/> | 保健調査票等                          | ・英語版、中国語版、韓国語版があります。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 災害共済給付制度への加入について<br>災害共済給付制度申込書 | ・「災害共済給付制度への加入について」(英語版・中国語版・韓国語版)で説明し、申し込んでもらいます。                                                                                                                                                                                                                    |
| <input type="checkbox"/> | 日本語指導サポート申請書                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に対して日本語指導が必要な場合に作成し、日本語サポートセンターへ送付してください。</li> <li>・申請書作成と同時に、サポートセンターへ電話連絡をしてください。(070-3170-7995)</li> </ul>                                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 就学援助について                        | ・「就学援助制度のお知らせ」(英語版、中国語版、韓国語版)で、その仕組みを説明します。就学援助の申請希望があれば、必要な書類を知らせ、準備してもらいます。書類がそろい次第、申請用紙に記入してもらいます。                                                                                                                                                                 |
| <input type="checkbox"/> | 給食費や教材費、PTA会費等の納付について           | ・教育委員会から各保護者に送られてくる給食費額決定通知書(緑色の封筒)を見せ、その封筒が届いたら、銀行へ直接行って手続きをするように伝えてください。                                                                                                                                                                                            |

### 3 学校生活、学習用具の説明

|                          | 説 明 や 確 認 事 項                                                                                     | 参 考 資 料                                                 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 日本の公立小中学校の仕組みについて説明してください。                                                                        | ・外国人児童生徒のための就学ガイドブック                                    |
| <input type="checkbox"/> | 学校の一日の流れを説明してください。<br>・登下校の時刻や通学方法を知らせてください。<br>・また、欠席や遅刻する際の、連絡方法も確認が必要です。                       | ・時制表<br>・時間割                                            |
| <input type="checkbox"/> | 宗教や文化の違い等で、配慮が必要な事があるのか確認をしてください。<br>・ 食物の制限があるのか。給食はどうするのか。<br>・ お祈りや着替えの場所が必要なのか。               | ・イスラム教対応献立表<br>・ヒンドゥー教対応献立表<br>(献立表については城浜小に問い合わせてください) |
| <input type="checkbox"/> | 学校のきまりについて説明してください。<br>・ ピアスや化粧の禁止<br>・ お金やお菓子、ジュース、携帯電話など持ってきてはいけないものの確認。<br>・ 中学校では、校則の確認が必要です。 | ・外国人保護者のための小学校案内(入学説明会資料)<br>・外国人保護者のための中学校案内           |
| <input type="checkbox"/> | 学校で必要な用品等の説明をしてください。<br>・ 写真や実物を準備して説明すると分かりやすいです。<br>・どこで購入できるのかも知らせてください。                       | ・入学説明会資料<br>・外国人保護者のための中学校案内<br>※上記の資料に写真があります。         |
| <input type="checkbox"/> | 中学校では、上履き、標準服(制服)、ジャージ、体操着などの、購入が必要なものの案内をしてください。                                                 | ・外国人保護者のための中学校案内<br>※上記の資料に写真があります。                     |

## 2 最初の1週間ですること

### I 日本語指導支援体制作り

| <input checked="" type="checkbox"/> | 手 続 き 事 項                                                                                                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/>            | 「日本語指導サポート申請書」(様式6)を作成の上、日本語サポートセンターへ送付してください。<br>・ 送付先:nihongosc@city.fukuoka.lg.jp                                         |
| <input type="checkbox"/>            | 日本語サポートセンター(070-3170-7995)へ連絡し、面接の日時を決めてください。<br>・ 面接は、当該児童生徒・保護者・学校管理職・在籍学級担任・日本語サポートセンターのコーディネーター・各エリアの拠点校担当日本語指導教員で行います。  |
| <input type="checkbox"/>            | 面接を実施します。<br>・ 当該児童生徒の実態把握<br>・ 日本語サポートセンターと連携しながら、当該児童生徒に適切な日本語指導の方法を決めます。<br>・ 通級の日時、方法の確認。<br>・ 「日本語指導員」派遣の必要性の判断。        |
| <input type="checkbox"/>            | 指導個票(様式1)個別の日本語指導計画(様式2、3)の作成と提出をしてください。                                                                                     |
| <input type="checkbox"/>            | 必要に応じて「日本語指導員」派遣申請を行ってください。<br>・ 添付書類として「指導個票」(様式1)が必要です。                                                                    |
| <input type="checkbox"/>            | 児童生徒の指導要録を作成してください。<br>・ 本名を正確に記入してください、「転入学通知書」や「在留カード」等の記載通り)<br>・ 外国籍児童生徒の場合は、生年月日は西暦で記入します。<br>・ 海外からの学校の場合は、「編入学」となります。 |

## 2 学校での支援体制作り

帰国・外国人児童生徒等は、日本の子どもたちとは言葉や生活習慣、宗教などの異なる文化的背景を持って入学・編入してきます。学校教育に対する期待もありますが、不安も抱えています。そのため、学校での受入れにあたっては、様々な面での配慮を要します。しかし、それを「大変なこと」ととらえるのではなく、すべての児童生徒と教師にとって「異なる文化との豊かな出会いのチャンス」「人権尊重の精神や共生の心をはぐくむ絶好のチャンス」ととらえ、学校全体で積極的な取り組みを進めてください。

|                          |                                                                                                                          |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 日本語指導担当を校務分掌に位置づけたり、国際教育担当や生徒指導担当、人権教育担当などと連携したりして、組織として支援が行える体制を作ります。                                                   |
| <input type="checkbox"/> | 「世界に開かれた学校」への全職員の意識改革を図ります。                                                                                              |
| <input type="checkbox"/> | 当該児童生徒を全職員に紹介します。その際、配慮が必要な事柄については、全員で共通理解しておきます。                                                                        |
| <input type="checkbox"/> | 家庭への配布文書には、可能な限りルビをふり、平易な日本語の使用を心がけます。必要に応じて母語も添えるとよいでしょう。返事が必要な文書や重要なプリントには☆やImportant 等をつけるなどの約束をしておきます。               |
| <input type="checkbox"/> | PTAの役員に連絡し、PTA活動について説明してもらいます。保護者にはPTAの一員として、様々な活動があることを知らせます。                                                           |
| <input type="checkbox"/> | 小学校高学年から中学生については、電子辞書の使用を許可してください。授業中に意味の分からない言葉を素早く調べることに役立ちます。電子辞書の使用については、授業中以外は使わないなどの約束を決めてください。在籍学級の児童生徒への指導も必要です。 |
| <input type="checkbox"/> | 日本語指導拠点校への通級の体制をつくります。（保護者の送り迎えの時間、場所、持ち物 等の確認。欠席の場合の連絡。）                                                                |
| <input type="checkbox"/> | 「日本語指導員」受入れの体制をつくります。（取り出し指導ができる教室の確保、教材・教具の準備の補助。当該児童生徒が欠席の場合の連絡を忘れないでください。）                                            |

多言語の翻訳文書を探すときは「かすたねっと」を

文科省ホームページの中にある「かすたねっと」では、全国各地で作られた多言語の教材・連絡文書が検索できます。

### 3 学級での支援体制作り

学級担任として、外国人児童生徒を受け入れるとき、「言葉が通じるだろうか。」「学級になじめるだろうか。」など心配が多いことでしょう。しかし、外国人児童生徒を学級に受入れることは、在籍学級の児童生徒にとっても多様な価値観や文化を知り、成長できる大きなチャンスであり、学級を豊かにしてくれる大きなチャンスです。学級担任は、「広い視野を持つ」「個に応じた視点を大切にする」の二点を大切にしながら、児童生徒に向き合ってください。

|                          |                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 異なる文化を持つ児童生徒に、担任自身がまず関心をもってください<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 編入児童生徒の母語で歓迎の言葉を書いたものを掲示する。</li> <li>・ 教室に、児童生徒の出身国を扱った図書や会話集・辞書を置く。</li> <li>・ よくつかう挨拶の言葉や教室にあるものの名前を、ひらがなと母語の両方で表示する。</li> </ul> |
| <input type="checkbox"/> | 名前は保護者と本人の希望もありますが、できるだけ本名を尊重してください。呼び方は、日本語で別の意味にとれる等、からかいの対象にならないように配慮しつつ、学級の全員に徹底してください。                                                                                                                    |
| <input type="checkbox"/> | まずは友だちづくりの支援をしてください。友だちができれば、学校生活への適応や、日本語の上達も早いです。                                                                                                                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 座席はできるだけ前にして、温かく見守ってください。                                                                                                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 活動の仕方をていねいに教えてください。掃除の時間がない、給食当番の経験がないなど、国が違くと学校生活のシステムも違います。                                                                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 異なる文化を在籍学級の児童生徒に分かりやすく説明してください。宗教上の理由で食べてはいけないものがあり、給食時間に弁当をもって来る児童生徒がいます。髪の毛を見せないようヒジャブをつけてくる子どももいます。                                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> | 学級からのお知らせにはフリガナをふってください。また、日常会話はできても、「話し言葉」と「書き言葉」の違いで、文面をよく理解できない保護者がいることも意識しておきましょう。重要なものについては、電話連絡をしたり、翻訳文書を配布したりする配慮も必要です。                                                                                 |
| <input type="checkbox"/> | 保護者とのコミュニケーションを大切にしてください。手紙等では伝わりにくいことも、直接会って話せば、よく分かってもらえます。必要な場合には通訳を交えてじっくりと話し合ってください。                                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 説明や指示の言葉は、ゆっくり、はっきり、短い言葉で言うと伝わりやすいです。                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 時間割と一日の時程を説明してください。                                                                                                                                                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 学校の中を案内してください。靴箱やトイレ、職員室、保健室など、言葉を示しながら一緒に回ります。日本のトイレが使えるのかも確かめてください。国によってトイレの使い方がちがう場合もあります。                                                                                                                  |

L

### 3 最初の3ヶ月ですること

#### 1 適応指導

|                          |                                                                                                                                    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 学校生活の流れ、学校生活のルール、緊急時の動きなどは、なるべく早い時期に、保護者、児童生徒の両方に説明します。                                                                            |
| <input type="checkbox"/> | 友だちと一緒に学校生活を楽しむことができるように配慮してください。                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 母国の文化や生活の様子を発表する機会をもつなどして、児童生徒が自己のよさに気づき自己肯定感を高める工夫をしてください。                                                                        |
| <input type="checkbox"/> | 不適応状態には、ていねいに対応してください。                                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 校外活動や宿泊行事、運動会・体育祭などの行事については、ていねいに説明してください。本人も保護者も経験したことがない場合もあります。例えば運動会では、弁当が必要なこと、保護者と一緒に食することなど、伝えておかなかったために本人が寂しい思いをする場合があります。 |

#### 2 日本語指導と教科指導

日本語初期指導は、主に日本語初期指導集中教室（拠点校）で行います。学級担任と拠点校指導教員とで連携して、児童生徒の日本語指導や教科指導を進めてください。

|                          |                                                                                                                        |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 学校生活で困らないために、次の4つの観点から緊急性の高い言葉を先に教えます。<br>1 健康で安全な生活を送るために<br>2 安全な生活を送るために<br>3 周囲の仲間との関係をつくるために<br>4 学校の生活を円滑に進めるために |
| <input type="checkbox"/> | 文字の指導（ひらがな→カタカナ→漢字）を進めます。練習の方法やペースについては、拠点校の指導教員と相談してください。                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 拠点校で学んでいる語彙や文型を、教科書の内容と関連させながら学ばせる工夫をしてください。                                                                           |
| <input type="checkbox"/> | 授業に関わる全ての教員に呼びかけて、授業では簡単な言葉を使い、視覚教材（実物、写真、絵、図、グラフ等）を多用するなど、指導方法を工夫してもらってください。                                          |
| <input type="checkbox"/> | ひらがなが書けるようになったら板書をノートに写すよう促してください。その際は、文字を大きく丁寧に書き、漢字にはふりがなをふるなどの配慮が必要です。                                              |

L

### III 資料





# 1 在日外国人の人権に関する指導指針

## 福岡県 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針

平成10年12月3日策定、平成11年1月7日発表 福岡県教育委員会

福岡県は、わが国とアジアの国や地域との重要な交流の拠点として、古くから朝鮮半島や中国大陸との人、物、文化の交流が盛んに行われてきた。さらに、今日の著しい国際化の進展に伴い、研修や勉強あるいは仕事のため、多数の外国人が本県を訪れ、生活している。また、本県に在住している外国人の中には、歴史的経緯から居住することとなった在日韓国・朝鮮人が多くを占めている。

本県は、個性豊かで創造的活力に満ちた県を築き、豊かな県民生活を実現するとともに、人権文化の構築に向けた人権施策の総合的推進を図り、外国人に開かれた地域社会の形成をめざしている。

福岡県教育委員会においては、従来から基本的人権の尊重を基本として、学校教育、社会教育を通じて同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に取り組んできたところであるが、在日外国人に対し、ことばをはじめ文化や習慣の違いなどからくる偏見や差別がいまだに存在していることは否定できない。また、在日韓国・朝鮮人に対し、歴史的経緯などからくる偏見や差別が依然として存在していることは、人権教育上の重要な課題である。

このような基本的認識を踏まえ、次代を担う児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、文化や習慣の違いと歴史的な事実を正しく理解し、互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく意識と態度を培うための教育を充実することが必要である。

今後、各学校における在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権に関する教育指導においては、学校や地域の実情を踏まえながら、次の事項に留意しつつ、児童生徒の発達段階に応じた取組を行うものとする。

### 1 基本的人権の尊重に徹した教育の推進

基本的人権尊重の精神に徹し、人種・民族の違いなどを理由とする差別を解消し、すべての人権の基盤である人間の尊厳を大切にした教育を推進する。

さらに、生命を尊重し、他者を思いやるなどの豊かな人間性を育てるとともに、正しい事実認識に立った公正な判断力を養い、偏見や差別をなくす意志と実践力を培う教育を推進する。

### 2 多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進

多様な価値観を理解し、他者と協調する資質や能力の育成を基本としながら、異なった歴史や文化に対する正しい認識を深め、多元的文化や多様性を尊重する共生の心を醸成する。

### 3 教職員研修の充実と全教育活動を通した指導の推進

全教職員が在日外国人に対する理解を深め、実践的指導力を高めるための研修を充実させるとともに、児童生徒が在日外国人に対する理解を深め、お互いに認め合い、高め合う人間関係をつくり出すことができるよう、すべての教育活動を通した指導の工夫改善に努める。

## 福岡市 在日外国人の人権に関する指導

教育委員会では、教育現場に残る在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人に対する差別や偏見をなくすと共に、国際理解教育を一層推進することを目指して、平成9年7月に、「在日外国人の人権に関する学校教育指導指針」を策定し、平成12年3月には「在日外国人の人権に関する学校教育指導資料集」を作成した。各学校においては、「指導指針」の趣旨を十分にふまえ、学校教育指導資料集による研修を効果的に進め、在日外国人が在籍するしないに関わらず、すべての学年・学級において、発達段階に即してその人権に関する指導を行うことが大切である。

### 在日外国人の人権に関する学校教育指導指針

福岡市は、「人・交流の都～共生と創造をめざして」をテーマにして平成8年度に策定した第7次福岡市基本計画において、多様な人たちが集まり、学び、働き、遊び、安心して生活できるように、人々の多様性や創造性を育む都市をめざすことを掲げている。本市がアジアに開かれた国際都市になるには、さまざまな国際交流事業を積極的に推進するとともに、人種・民族・国籍の違いを超え同じ地域社会に生活する人々が人間として共に考え、共に生きることのできる真の国際化を実現することが重要である。

本市教育委員会は、日本国憲法における基本的人権の尊重を基調に、社会の連帯を重んずる心豊かな市民の育成をめざし学校教育を推進している。各学校においては、学校や地域の実態をふまえ、教育活動全体を通してすべての子どもが人権尊重の意識を高めるとともに、部落差別をはじめ一切の差別をなくしていく意志と実践力を培うための教育の充実に努めている。

しかしながら、我が国社会の中に外国人に対する優越意識や劣等意識からくる差別や偏見が存在していることは否定できない。とりわけ、在日韓国・朝鮮人の人権に関する問題については、韓国・朝鮮が古くから我が国と文化の交流を重ねてきた国であるにもかかわらず、近現代の歴史的経緯などからくる差別意識や偏見がいまだに根強く残存している。このことは、我が国社会の大きな課題であり、これからの教育の果たす役割は大きい。

この指導指針は、市立学校に在籍する在日韓国・朝鮮人をはじめすべての在日外国人に対する差別や偏見をなくし、すべての子どもが互いに理解し、敬愛し、協力し合う心と態度を育む学校教育を実現するため、教職員が正しい認識を深め、日常的教育活動にあたる基本的な考え方を示すものである。

在日韓国・朝鮮人をはじめすべての在日外国人の人権に関する教育については、以下の点を十分にふまえて推進することとする。

#### (1) 人権尊重の精神に基づいた教育を推進する。

教職員は、基本的人権尊重の精神に徹し、人種・民族・国籍を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、すべての人権の基盤である人間の尊厳という理念をふまえた教育を推進することが必要である。

「共生の心」を醸成する教育を推進する。

#### (2) 教職員は、過去の歴史的経緯や、我が国社会に根強く残存している差別意識や偏見などについて理解を深めることが必要である。

そのことによって、歴史や文化に対する正しい認識を深め、人種・民族・国籍を問わず、すべての人々の人権を尊重する真の国際理解・国際協調の精神を養うとともに、多様な文化を互いに尊重し合う「共生の心」を醸成する教育を推進することが必要である。

#### (3) 人権問題についての教職員研修を推進する。

学校は、差別事象やその背景、子どもの実態等をふまえて教育課題を明らかにするとともに、全教職員が一体となった研修体制の確立を図り、指導力を高めるための研修の充実に努めることが必要である。

#### (4) 教育活動全体をととした指導を推進する。

学校教育全体の中に人権尊重の精神、共生の心を育む教育を位置づけ、あらゆる教育活動の機会に、差別や偏見をなくしていく実践的態度を育成するための、子どもの発達に応じた適切な指導を行うことが必要である。

## 2 日本語指導に関する書籍等

### 1 児童・生徒用の日本語のテキスト

| 書籍名                    | 著者・出版社等                               |
|------------------------|---------------------------------------|
| はじめてのがっこう              | 福岡市JSL日本語指導教育研究会（福岡市教育委員会HPよりダウンロード可） |
| ひろさんのたのしいにほんご1         | 凡人社                                   |
| ひろさんのたのしいにほんご2         | 凡人社                                   |
| みんなの日本語 初級Ⅰ            | スリーエーネットワーク                           |
| みんなの日本語 初級Ⅱ            | スリーエーネットワーク                           |
| にほんごを まなぼう Ⅰ           | 文部省                                   |
| 日本語を学ぼう 2              | 文部省                                   |
| 日本語を学ぼう 3              | 文部省                                   |
| 日本語学級Ⅰ 初期必修の語彙と文字      | 凡人社                                   |
| 日本語学級2 基本文型の徹底整理       | 凡人社                                   |
| 日本語学級3 足し算・引き算 日本語クリアー | 凡人社                                   |

### 2 漢字指導のテキスト

| 書籍名                                          | 著者・出版社等                             |
|----------------------------------------------|-------------------------------------|
| 外国人子どものための日本語<br>絵でわかるかんたんかんじ 80 / 160 / 200 | 武蔵野市帰国・外国人教育相談室教材開発グループ スリーエーネットワーク |
| かんじだいすき 日本語を学ぶ世界の子どものために(1)～(6)              | 公益社団法人 国際日本語普及協会                    |
| 中学に向けて 日本語を学ぶ世界の子どものために かんじだいすき～国語・算数編～      | 公益社団法人 国際日本語普及協会                    |
| 中学に向けて 日本語を学ぶ世界の子どものために かんじだいすき～社会・理科編～      | 公益社団法人 国際日本語普及協会                    |

### 3 児童・生徒用の受入れに関する書籍

| 書籍名                                        | 著者・出版社等          |
|--------------------------------------------|------------------|
| 外国人児童生徒受入れの手引き                             | 文部科学省            |
| 外国人児童生徒のための支援ガイドブック<br>子どもたちのライフコースによりそって  | 齋藤ひろみ編著<br>凡人社   |
| イチからはじめる外国人の子どもの教育指導に<br>困ったときの実践ガイド       | 臼井智美著<br>教育開発研究所 |
| ことばが通じなくても大丈夫!学級担任のための<br>外国人児童生徒サポートマニュアル | 臼井智美著<br>明治図書    |

### 4 教科と日本語の統合学習に関する書籍

| 書籍名                                                     | 著者・出版社等                          |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 小学校JSLカリキュラム「解説」                                        | 佐藤郡衛・齋藤ひろみ・高木光太郎著<br>スリーエーネットワーク |
| 小学校「JSL国語科」の授業作り                                        | 佐藤郡衛編著 スリーエーネットワーク               |
| 小学校「JSL社会科」の授業作り                                        | 佐藤郡衛編著 スリーエーネットワーク               |
| 小学校「JSL算数科」の授業作り                                        | 佐藤郡衛編著 スリーエーネットワーク               |
| 小学校「JSL理科」の授業作り                                         | 佐藤郡衛編著 スリーエーネットワーク               |
| 外国人 特別支援 児童・生徒を教えるための<br>のりライト教材                        | 光元聰江・岡本淑明著<br>ふくろう出版             |
| 外国人の子どものための日本語<br>マリアとケンのいっしょに<br>日本語<br>『学び』につながる16の活動 | 横田淳子・小林幸江著<br>スリーエーネットワーク        |
| 学習力を育てる日本語指導<br>日本の未来を担う外国人児童・生徒のために                    | 田中薫著<br>くろしお出版                   |
| 外国人児童生徒の学びを創る授業実践<br>「ことばと教科の力」を育む浜松の取り組み               | 齋藤ひろみ・池上摩希子・近藤由紀子著<br>くろしお出版     |
| 外国につながる子どもの日本語教育<br>(福岡市筑紫丘小の授業の様子も取り上げられている。)          | 西川朋美著<br>くろしお出版                  |

### 3 日本語指導に関するWEB

#### 1 文部科学省のホームページ

| サイト名           | 資 料                                                                                                                                                                                                  | 概 要                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| かすたねっと         | ○多言語教材<br>○多言語学校関係文書                                                                                                                                                                                 | 文部科学省が運営する情報検索サイト。多言語による通知文書や教材等の情報が検索できる  |
| CLARINET       |                                                                                                                                                                                                      | 文部科学省が運営する、帰国・外国人児童生徒教育等に関する総合ホームページ       |
| 帰国・外国人児童生徒教育情報 | ○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）<br>○「外国人児童生徒受入れの手引き」<br>○「外国人児童生徒教育研修マニュアル」<br>○「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」<br>○帰国・外国人児童生徒等の現状<br>○外国人児童生徒のための就学ガイドブック（多言語版）<br>○学校教育における JSL カリキュラム（最終報告・小学校／中学校） | 上記 CLARINET にあるページで、文科省の施策等最新の情報を知ることができる。 |

#### 2 文化庁のホームページ

| サイト名                      | 資 料                                            | 概 要                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 日本語 教育コンテンツ共有システム<br>NEWS | ○日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等（「日本語教育コンテンツ」） | 日本語教育機関が持っている日本語教育コンテンツの共有化と活用を促すことを目的に、文化庁が提供している |

#### 3 外務省のホームページ

| サイト名           | 資 料                | 概 要                       |
|----------------|--------------------|---------------------------|
| KIDS WEB JAPAN | ○日本の文化や流行などを多言語で紹介 | 外務省が運営する外国人児童生徒のためのホームページ |

## 4 教育委員会等のホームページ

| サイト名        | 資 料                                                                                                                                                                                                           | 概 要                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都教育委員会    | ○外国人児童・生徒用日本語テキスト「たのしいがっこう」                                                                                                                                                                                   | 学校生活で使用する日本語を学ぶためのイラスト入りテキスト。22ヶ国の言語に対応している。                                                                                                                                                                                               |
| 豊橋市教育委員会    | ○外国人児童生徒教育資料<br>「外国人児童生徒教育の手引き」等                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 厚木市教育委員会    | ○「ここから始まる学校生活」対訳集                                                                                                                                                                                             | 学校生活についての説明資料。文房具チェックリストや通知文例なども掲載                                                                                                                                                                                                         |
| 川崎市総合教育センター | ○算数6ヶ国語対訳集                                                                                                                                                                                                    | 「数と計算」領域の対訳集                                                                                                                                                                                                                               |
| 茨城県教育委員会    | ○帰国・外国人児童生徒等ハンドブック（多言語版）                                                                                                                                                                                      | 生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記                                                                                                                                                                                                                   |
| 三重県教育委員会    | ○「みえこさんののにほんご」（日本語指導用教材、指導書、練習ノート等）<br>○保護者への連絡文書<br>○外国人児童生徒受入ブック<br>○外国人の子どもに向けてキャリアガイド（多言語版）<br>○外国人児童生徒とのコミュニケーションバンドブック<br>○外国人児童生徒教育に関する教材等のデータベース<br>○日本語指導の手引き<br>○外国人等保護者のための学校ガイダンス冊子「日本の学校はこんなところ」 | 「新版 みえこさんののにほんご」と「新版 続 みえこさんののにほんご」は、財団法人三重県国際交流財団発行の日本語指導のテキスト。「れんしゅうちょう1」と「れんしゅうちょう 2」は、それぞれのテキストに対応する教材。これらのテキスト、教材に関する指導資料<br>「新版 続 みえこさんの日本語 指導のアクセス」と、100 枚の絵カードもある。また、「新版みえこさんののにほんご」<br>「新版続みえこさんの日本語」で使われる動詞を基本にした「動詞絵カード100」もある。 |

## 5 日本語教育関係団体等のホームページ

| サイト名                | 資 料                                                                                                                                                                                                                                                         | 概 要                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 岩倉市日本語指導適応教室        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語指導教材</li> <li>○日本語力や教科の力を診断評価するためのテスト等</li> <li>○保護者への連絡文書</li> </ul>                                                                                                                                            | 日本語指導教材や評価資料等多岐にわたって充実している<br>連絡文書はポルトガル語、スペイン語 |
| 兵庫県子ども多文化共生センター     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○年間指導計画</li> <li>○指導事例（初期対応・JSL）</li> <li>○日本語指導にかかる実践事例</li> <li>○教材（漢字、中学生の日本語、社会科、多言語版）</li> <li>○日本語習得度チェックシート</li> <li>○JSL カリキュラム実践事例集</li> </ul>                                                              | 「中学生の日本語」は「兵庫県芦屋国際中等教育学校」作成の日本語教材。              |
| 自治体国際化協会（CLAIR／クレア） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化生活情報（13 言語）</li> <li>○多文化共生ポータルサイト「ともに子どもを育てる」他</li> </ul>                                                                                                                                                       |                                                 |
| かながわ国際交流財団          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人保護者・生徒のための「中学校生活を充実させるための10のポイント」</li> <li>○「あるあるマンガでよむ 外国につながる生徒の高校進学サポートガイド こまったときの10のヒント」</li> <li>○「外国につながる子どもの未来を支えるために～5年後、10年後を見据えて成長を見守るヒント」</li> <li>○「外国につながる子どもがホッとする授業づくり～教科書を活用したアイデア集～」</li> </ul> |                                                 |

## 6 大学等のホームページ

| サイト名                       | 資 料                                                                                             | 概 要                                               |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 宇都宮大学HANDSプロジェクトだいじょうぶnet. | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高校進学ガイダンス資料（7ヶ国語対応）</li> <li>○学校生活に関する翻訳資料多数</li> </ul> |                                                   |
| 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター     | ○外国につながる子どものための教材                                                                               | 在日フィリピン児童・在日ブラジル人<br>・南米スペイン語圏出身児童・ベトナム出身児童のための教材 |

## 4 問い合わせ・相談先

### 1 日本語指導に関する問い合わせ・相談先

| 問い合わせ・相談先    | 相談内容                                                 | 電話番号          |
|--------------|------------------------------------------------------|---------------|
| 日本語サポートセンター  | ○日本語指導全般<br>○外国人児童生徒等の受入れ<br>○指定学校変更・指定学年変更<br>○当初面接 | 070-3170-7995 |
| 学校企画課        | ○個別の日本語指導計画<br>○日本語指導全般                              | 092-711-4638  |
| 教育支援課 教育支援係  | ○日本語指導員派遣<br>○語学ボランティア（通訳）派遣                         | 092-711-4636  |
| 教育支援課 学事係    | ○外国人児童生徒等の学籍<br>○指定学校変更・指定学年変更<br>○就学申請              | 092-711-4693  |
| 城浜小学校（東拠点校）  | ○各エリア・区の日本語指導全般<br>○外国人児童生徒等の受入れ                     | 070-3170-7994 |
| 春吉小学校（中央拠点校） |                                                      | 070-3170-8005 |
| 内浜小学校（西拠点校）  |                                                      | 070-3170-8003 |
| 若久小学校（南拠点校）  |                                                      | 070-3170-8004 |
| 城香中学校（東拠点校）  |                                                      | 090-8228-2973 |
| 博多中学校（中央拠点校） |                                                      | 090-8228-2970 |
| 壱岐中学校（西拠点校）  |                                                      | 090-8228-3015 |
| 春吉中学校（南拠点校）  |                                                      | 090-8228-3049 |

### 2 編入学・転入学手続きに関する問い合わせ先

|       |              |                |
|-------|--------------|----------------|
| 早良区役所 | 市民課 833-4311 | 入部出張所 804-2015 |
| 城南区役所 | 市民課 833-4016 |                |
| 中央区役所 | 市民課 718-1021 |                |
| 西区役所  | 市民課 895-7010 | 西部出張所 806-9431 |
| 博多区役所 | 市民課 419-1017 |                |
| 南区役所  | 市民課 559-5021 |                |
| 東区役所  | 市民課 645-1016 |                |

※ 特別支援学級及び特別支援学校の転入学については、発達教育センター（845-0015）へ問い合わせてください。

## 帰国・外国人児童生徒等受入れマニュアル

---

平成28年 3月発行

平成31年 3月改訂

令和 2年 5月改訂

令和 5年10月改訂

発行・編集：JSL日本語指導教育研究会

初代コーディネーター 池田尚登

改訂：福岡市日本語サポートセンター

コーディネーター 原田徳子

電話：070-3170-7995

URL：<http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/zsonihon/>

表紙イラスト：伊香賀亜弓

---